

三菱エスカレーター 三菱トラベーター(動く歩道)

取扱説明書・運行管理編

■はじめに

三菱エスカレーター・トラベーターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
本書はエスカレーター・トラベーターの所有者等の方及び、運行管理者の方へ必ずお守りいただきたいこと（安全上の注意事項、必ず実施いただきたいこと、取り扱い上の注意事項等）を記載いたしております。

エスカレーター・トラベーターの所有者等の方及び、運行管理者の方は必ず、

- 本書をお読みいただき、適切な運行管理を行ってください。
- 本書は必要なときにすぐ読めるように、お手元に大切に保管ください。
- エスカレーター・トラベーターの所有者等の方に変更がある場合は、本書の引継ぎを確実に行ってください。
- 本書とは別に取扱説明書（保守・点検編）および平成 20 年国土交通省告示第 283 号改正に伴う追加情報があります。使用前に必ずお読みいただき、エスカレーター・トラベーターを保守・点検する専門技術者の方に適切な指示をお願いいたします。
- エスカレーター・トラベーターは電気・機械設備ですから、適切に保守しなければ、製品の性能が発揮されないことがあります。製品を安全で、かつ適正な状態に保ち、故障が起きないようにするために、適切な保守を継続することが重要です。
- 本書に記載されたエスカレーター・トラベーターの機器や機能は機種、仕様によっては対応していないものもあります。
- 本書の内容について、ご不明な点、ご理解いただけない点がある場合は、本書最終項に記載の最寄支店、事業所、サービスセンターにお問い合わせください。
- 本書に記載された内容は、予告なく変更することがあります。本書の使用前に最新版を当社ホームページで必ずご確認ください。
- 巻末に記載された参考文献を本書の使用前に必ず参照してください。

■ もくじ

■ 1. 警告表示および諸注意等	3
1-1 警告表示マークの定義	3
1-2 用語の定義	3
1-3 諸注意	3
■ 2. 所有者等の方へのお願い	4
2-1 運行管理者の選任	4
2-2 運行管理者の教育	4
2-3 定期点検・整備	4
■ 3. 運行管理者の方へのお願い	5
3-1 日常管理	5
3-2 一般利用者に指導していただく事項	6
3-3 長期保全計画の作成と運行管理	6
3-4 その他の注意事項	7
3-5 推奨保守会社	7
■ 4. 所有者等または運行管理者の義務	8
4-1 定期検査	8
4-2 報告義務	8
4-3 エスカレーター・トラベーター管理に関する諸届	8
■ 5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと	9
5-1 運行管理者の方にお守りいただきたいこと	9
5-2 運行管理者の方より利用者にご指導いただきたいこと	12
5-3 注意喚起ステッカー	20
5-4 トラベーターにおけるショッピングカートの利用方法に関する注意	22
■ 6. エスカレーター・トラベーターの構造と機能	25
6-1 エスカレーター・トラベーターの構造	25
6-2 エスカレーター・トラベーターの安全装置	28
6-3 自動運転	31
6-4 運転方向表示器	33
6-5 運転状態表示器	34
■ 7. 運行管理	35
7-1 運転前に	35
7-2 非常停止	35
7-3 操作スイッチ	36
7-4 連続運転の開始	38
7-5 自動運転の開始	38
7-6 運転の停止	39
7-7 休止中における運行管理	39
7-8 混雑時の対応	40
■ 8. 屋外における運用と管理について	41
8-1 屋外で使用する場合の運行管理	41
8-2 屋外で使用する場合の設備	42
8-3 屋外で使用する場合の留意点	42
■ 9. 事故や異常に対する処置	43
9-1 人身事故発生の場合	43
9-2 異常を発見した場合	43
9-3 エスカレーター・トラベーターが停止した場合	44
■ 10. 災害時の場合の処置	46
10-1 地震が発生した場合	46

10-2 火災が発生した場合	46
■11. お手入れ	47
11-1 手すりのお手入れ	47
11-2 手すり以外の部位のお手入れ	49
■12. 付属品	50
12-1 エスカレーター・トラベーター操作の鍵	50
12-2 注意喚起ステッカー	50
■13. 緊急時の保守会社への連絡事項	51
■付編 1. 昇降機の適切な維持管理に関する指針	52
■付編 2. 参考文献	60

■ 1. 警告表示および諸注意等

1-1 警告表示マークの定義

取り扱いを誤った場合に生じる危険とその程度を示した警告表示マークの定義は以下となります。

● 危険・警告・注意マークの定義

 危険	使用者が取り扱いを誤った場合、死亡あるいは重傷を負うことがあり、かつ、その切迫度合いが高いことを表します。
 警告	使用者が取り扱いを誤った場合、死亡あるいは重傷を負うことが想定されることを表します。
 注意	使用者が取り扱いを誤った場合、傷害を負うことが想定されるかまたは物的損害の発生が想定されることを表します。

● 必ずお守りいただきたいことを示したマークの定義

	必ず実施いただきたい事柄（守っていただきたい事柄）を表します。
	「禁止事項」（禁止行為）を表します。

1-2 用語の定義

本書における用語の定義は次のとおりです。

- 所有者等とは昇降機の所有者または管理者をいいます。
- 運行管理者とは、直接、昇降機の運行業務を管理する者をいいます。
- 専門技術者とは昇降機の保守・点検を専門に行う者をいいます。
- 本書に特に指定がない場合、エスカレーター・トラベーターは屋外・屋内双方を示します。

1-3 諸注意

- 本書はエスカレーター・トラベーターの所有者等の方および、運行管理者の方へ必ずお守りいただきたいこと（安全上の注意事項、必ず実施いただきたいこと、取り扱い上の注意事項など）を記載いたしております。
- 本書に記載の安全に関する警告表示（危険、警告、注意）について、必ずお守りください。
- 本書の記載内容にない操作および取扱いは行わないでください。人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。
- 当社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障または事故については、責任を負いませんので、あらかじめご承知置き願います。
 - ・ 本書の目的外使用、または本書の記載と異なる取り扱いに起因するもの。
 - ・ 「3-4 その他の注意事項」の表記載の環境が守られないことに起因するもの。
 - ・ 保守・点検、修理の不良に起因するもの。
 - ・ 製品に対して、当社が提供または指示していない改造を施したことに起因するもの。
※改造とはハードウェアの変更だけでなく、マイクロコンピュータのプログラム、データ等の一部変更を含みます。また、保守用の装置、部品の接続も、改造に含みます。
 - ・ 当社が供給していない機器、または部品類を使用したことに起因するもの。
 - ・ 使用環境や使用頻度に応じた摩耗や寿命の短期化、損傷や経年による劣化。
 - ・ 地震・雷・風水害等の天変地変、および当社の責任以外の火災、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤用またはその他異常な条件下での使用に起因するもの。
 - ・ エスカレーター・トラベーターに搭載しているバッテリー・電池の劣化に起因するもの。
 - ・ 接続いただく電源品質が次の範囲を超過することに起因するもの（電圧変動±5%・電圧不平衡率 3%・瞬時電圧低下 1ms）。

■2. 所有者等の方へのお願い

2-1 運行管理者の選任

エスカレーター・トラベーターを正しくご利用いただくために、所有者等の方は昇降機の運行に関して十分な知識を有する運行管理者を選任してください。

2-2 運行管理者の教育

所有者等の方は、下記に記載の各項目について、運行管理者に教育してください。

- 昇降機に関する一般知識
- 昇降機に関する法令知識
- 昇降機の運行および取り扱いに関する知識
- 火災発生時または地震発生時等に講ずべき措置
- 故障発生時または停電時に講ずべき措置
- 人身事故発生時に講ずべき応急措置
- その他昇降機の安全な運行に必要な事項

※詳細は「昇降機の維持および運行の管理に関する指針および同解説」（発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）を参照してください。

2-3 定期点検・整備

専門技術者による点検・整備を次の各項目について、実施してください。

詳細は、「保守・点検編」を参照してください。

2-3-1 点検項目

- 機械室の環境および受電盤、制御盤、電動機、減速機、ブレーキの状態
- 上下部反転装置の状態
- 各種駆動装置、レール、ベルト・プーリー、駆動チェーン、踏段チェーンなどの状態
- くし、床板、内側板、手すりおよび手すりガイド、ステップ/パレット、スカートガード、デッキボード、照明の状態
- 各種スイッチの動作確認（非常停止ボタン、起動スイッチ、警報・停止スイッチ、各種操作スイッチ）
- 駆動・踏段チェーン安全装置、調速機、スカートガード安全装置、インレット安全装置、踏段異常走行検出装置、手すり遅速検出装置、その他安全スイッチの状態
- 安全対策の確認（落下防止柵・網、交差部（三角部）保護板、踏段面注意標識）
- 防火シャッターと連動してエスカレーター・トラベーターが停止することの確認

2-3-2 専門技術者の選定

使用頻度、使用環境等に応じ 1ヶ月に 1 回程度、専門技術者による定期点検および整備を実施してください。その実施のため、定期点検および整備には専門技術者を擁する保守会社を選定、および契約が必要となります。

2-3-3 保守履歴の保管・継承

保守点検の履歴は、適正な保守点検を継続して実施するために必要な情報となるだけでなく、運行管理状況の把握上も極めて重要な情報ですので、保守会社から確実に報告を受け、内容を把握の上、所有者等の方にて大切に保管してください。



保守点検の履歴は所有者等の方にて大切に保管してください。



所有者等の方が変わる場合は、次の所有者等の方へ確実に保守履歴を継承してください。また、本書および保守・点検編も継承してください。



保守会社を変更する場合は、所有者等の方から次の保守会社へ確実に保守履歴をお伝えください。

■3. 運行管理者の方へのお願い

運行管理者の方は、以下に記載の各項目についてよくお読みになり、正しく安全に運行管理いただきますようお願いいたします。

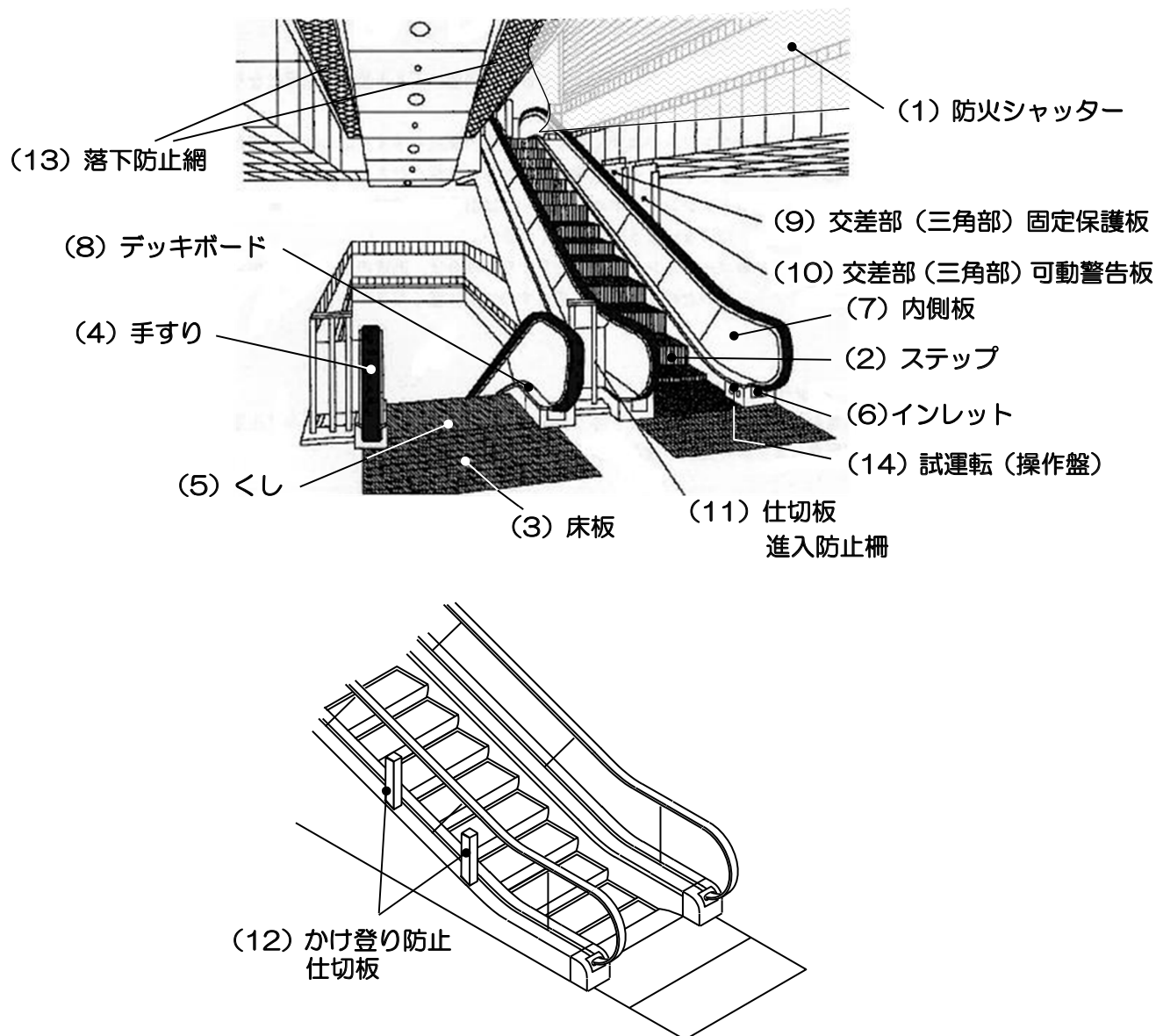
3-1 日常管理

 警告	
	事故・故障の原因となりますので、最低一日一回は「3-1-1 毎日の点検」の点検を実施してください。 ゴミや異物を取り除き、その上で一か所でも異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、速やかに専門技術者による点検を受けてください。

3-1-1 毎日の点検

毎日、運転開始前に以下の項目を確認してください。

点検箇所	点検項目
(1) 防火シャッター	運転する前にシャッターを開けること
(2) ステップ (パレット) クリートライザー	ゴミや異物がないこと 破損・欠落がないこと
(3) 床板	
(4) 手すり	
(5) くし	
(6) インレット	物が置かれていないこと
(7) 内側板	継ぎ目に段差がないこと 傷がないこと
(8) デッキボード	物が置かれていないこと 継ぎ目に段差がないこと
(9) 交差部 (三角部) 固定保護板	割れ・傷がないこと 取付けネジに緩みがないこと 鎖・取付金具に破損がないこと
(10) 交差部 (三角部) 可動警告板	
(11) 仕切板、進入防止柵	
(12) かけ登り防止仕切板	破損がないこと 取付金具に破損がないこと
(13) 落下防止網	
(14) 試運転	振動、騒音、異臭などの異常がないこと



エスカレーターおよび周囲の点検箇所

3-2 一般利用者に指導していただく事項

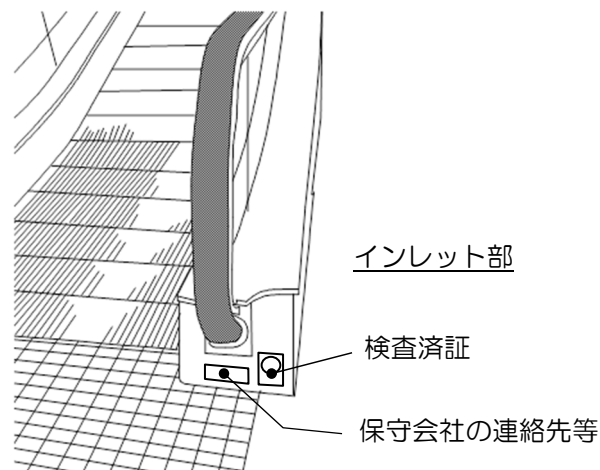
- 利用者の方が安全にご利用いただくために、「5-2 運行管理者の方より利用者にご指導いただきたいこと」を確認し、ご指導とご説明をお願いします。
特に正しくご利用いただくための諸注意については、同梱の注意喚起ステッカー（「5-3 注意喚起ステッカー」参照）に記載してありますので、利用者の目につく位置に貼付けてください。

3-3 長期保全計画の作成と運行管理

- エスカレーター・トラベーターを長年にわたってお使いいただくために、長期保全計画を作成し、維持管理を行なってください。長期保全計画を作成する際は、取扱説明書の保守・点検編の保守・点検内容や取扱説明書の保守・点検編の部品の使用期間を参考に計画を作成してください。
また、作成した長期保全計画は、使用状況から保守・点検状況に応じて見直してください。
なお、保守・点検の報告書などの、長期保全計画に関連する記録は大切に保管し、所有者等の方または運行管理者の方が変更になる場合は確実に引継ぎを行ってください。

3-4 その他の注意事項

- 保守会社の連絡先・エスカレーター・トラベーター管理番号・非常連絡先などを記載したステッカーを、インレット下部の良く見える場所に貼付けるなどして緊急事態の発生に備えてください。



- 運行管理者の方は各種のキー、本書、保守契約書、確認申請書、および定期点検報告書、その他関連資料の保管場所を定めて大切に保管ください。
- 定期点検の検査済証は側部壁、操作盤あるいはデッキボードなどの見やすい適切な位置に掲示してください。（ご参考：「4-1 定期検査」参照）
- 保守履歴については「2-3-3 保守履歴の保管・継承」を参照の上、確実に保管・継承してください。
- エスカレーター・トラベーターの設置環境について
当社は下記の環境条件が守られない不適切な管理と使用に起因する故障または、事故については、責任を負いませんので、あらかじめご承知置き願います。
エスカレーター・トラベーターを安全にご利用いただくためには、下表の設置環境が必要条件となります。本条件を維持いただくために、ガラリ、換気扇、エアコン等の適切な設置をお願いいたします。さらに、これらの機器が適正に運用され、設置環境が維持されるよう管理をお願いいたします。
またエスカレーター・トラベーター施工検討時に、設置場所の環境についても確認いただいておりますが、隣接する建物の影響等により、下記条件を満たせない状況が発生した場合は、個別の追加対策もしくは部品の交換頻度を上げる必要がありますので、判明次第直ちに使用を中止し、保守会社に連絡してください。

<標準設置環境>

項目	環境条件
雨風・水	屋内構造の場合、エスカレーター・トラベーターに雨風がかからないこと。 エスカレーター・トラベーターの内部機器への漏水や結露水等の滴下がないこと。
振動	エスカレーター・トラベーター関連構造物に振動がないこと。
直射日光	乗場に直射日光が当たらないこと。
標高	設置場所は標高 1000m 以下であること。
ガス・塵埃等	金属に損耗または腐食などを引き起こしたり、電気接点の接触障害となるような化学的有害ガス（硫化水素ガス、亜硫酸ガス、塩化水素ガス、塩素ガス、アンモニアガス）、海岸地区における潮風、または塵埃（鉄粉、炭塵、化学工場における粉塵）がないこと。 爆発性のガス（メタン、石灰ガス、ブタン、ガソリン、アセチレン、水素、エーテル）または粉塵（炭塵、穀粉）のないこと。
周囲温度	-5～40℃ ただし、氷点下で運転しないこと。
周囲湿度	月平均 90%以下 日平均 95%以下 ただし、結露・氷結のないこと。

※上記に加え、エスカレーター・トラベーター内に動物が侵入しないよう管理してください。

3-5 推奨保守会社

エスカレーター・トラベーターの性能維持には保守・点検が必要です。専門技術者による保守・点検を実施してください。エスカレーター・トラベーターの性能維持のため、当社との保守契約を結ばれますようおすすめします。

■4. 所有者等または運行管理者の義務

法律上の義務は以下のとおりです。

4-1 定期検査

- 定期検査の実施

所有者等は、常に建築基準法の規定に適合した状態を保つように、年 1 回検査資格者による定期検査を受けることが義務づけられています。検査内容は下記に基づきます。

- 平成 20 年国土交通省告示第 283 号
- 定期検査業務基準書
- 日本産業規格 JIS A 4302「昇降機の検査基準」

※「4-1 定期検査」は当社推奨保守会社へ委託されることをおすすめします。「3-5 推奨保守会社」を参照してください。

4-2 報告義務

- 定期検査の報告

所有者等は、「4-1 定期検査」に記載の定期検査を受け、その検査結果を所轄特定行政庁に報告することが義務づけられています。

- 人身事故発生の報告

所有者等は、人身事故の発生については、特定行政庁、地方公共団体の定めにより報告する必要がある場合がありますので、必ずご確認ください。

4-3 エスカレーター・トラベーター管理に関する諸届

- 変更届

所有者等は、昇降機の大規模な改造を行う場合や、所有者、建物名が変更になった場合は、所轄行政庁に変更届を出すことが義務づけられています。

- 休止届

所有者等は、一年以上の長期にわたりエスカレーター・トラベーターを休止する場合は、所轄行政庁に休止届を出すことが義務づけられています。

- 廃止届

所有者等は、昇降機を撤去（廃棄）する場合は、所轄行政庁に廃止届を出すことが義務づけられています。

（以上のほか、地方自治団体などの定める事項がある場合は、それに従ってください）

■5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと

5-1 運行管理者の方にお守りいただきたいこと

エスカレーター・トラベーターを安全に正しくご利用いただくために、運行管理者の方は、次の内容をよく理解して安全に運行管理くださるようお願いいたします。

＜運行管理者の方にお守りいただきたいこと＞

 危険	
	屋外に設置されたエスカレーター・トラベーターを降雪時や凍結時、および悪天時に使用すると、利用者がスリップ・風により転倒し死亡・けがの原因となります。運行管理者の方は天候状況に応じて使用の中止と利用者の浸入を防止してください
	故障の発生や感電によりけがの原因となりますので、エスカレーター・トラベーターを改造したり分解しないでください。
	エスカレーター・トラベーターに油類や水がかかっていると、利用者がスリップにより転倒し、死亡・けがの原因となります。運行管理者の方は使用の中止し、利用者の侵入を防止してください。また、必要に応じて専門技術者の点検を受けてください。

警告

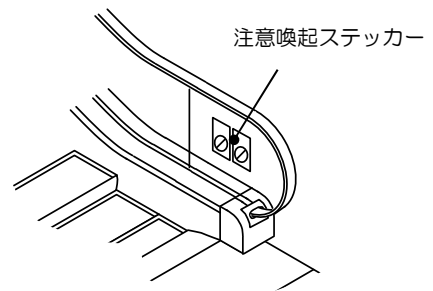


利用者の事故や故障を未然に防ぐため、注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼付けてください。

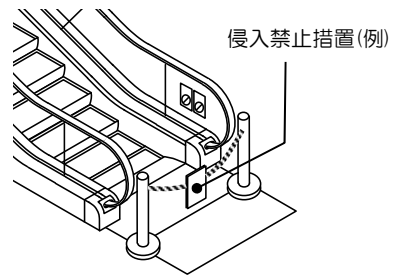
添付のステッカーを貼付け、利用者へ注意喚起してください。

※「5-3 注意喚起ステッカー」を参照してください。

※巻末の「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第二章第 4-1 を参照してください。



利用者が転倒し死亡・けがの原因となりますので、エスカレーター・トラベーターを休止する場合は、一般の利用者が階段として使用しないように、進入禁止処置を実施してください。

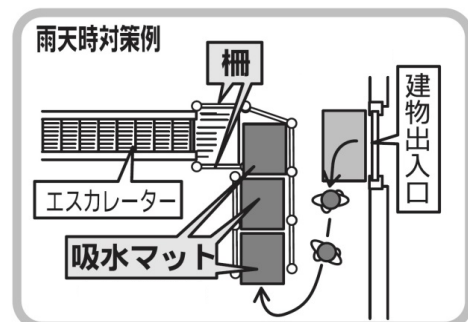


操作者が感電し死亡・けがの原因や短絡が発生し機器の故障の原因となりますので、濡れた手でキーを操作しないでください。



利用者がスリップにより転倒し、死亡・けがの原因となりますので、雨天時は利用者の履物が濡れたままエスカレーター・トラベーターを利用しないよう、以下の対策を実施してください。

- 吸水マットの設置
- 柵を設置し、建物出入口からエスカレーター・トラベーターまでの導線を延長。



利用者が衝突・転倒し、けがの恐れがありますので、利用者のわき見防止を徹底してください。



乗降口付近に目立つものを設置しないでください。



利用者が衝突・転倒し、けがの恐れがありますので、利用者の動線を妨げたり、エスカレーター・トラベーター付近に物を置かないでください。



利用者がエスカレーター・トラベーターに殺到するような状況が想定される場合は、あらかじめ係員を配置し利用者を誘導するなどして、過度の利用者の乗込みを防止してください。

また、乗降口に利用者が滞留することのないように誘導してください。

- 他の利用者と接触し、利用者が転倒し、死亡・けがの原因となります。
- 利用者の移動が妨げられると、衝突・転倒し、けがの原因となります。

⚠ 注意



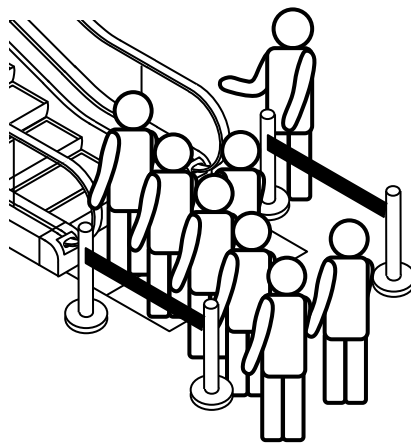
利用者が転倒し、けがの恐れがありますので、トラベーターでカートを使用する場合は、使用開始前に利用方法に関する注意喚起ステッカー（「5-4-3 注意喚起ステッカー」参照）を利用者の目に付くところに貼付けて注意喚起してください。



混雑した利用状況が一定時間継続するとエスカレーター・トラベーターが停止する恐れがありますので、混雑することが予想される場合は、あらかじめ係員を配置し利用者を誘導するなどして、混雑を防止して利用を制限してください。

- ・ S1000 形の場合、ステップ 3 段当り、利用者 4 人以下に制限してください。
- ・ S600 形の場合、ステップ 5 段当り、利用者 4 人以下に制限してください。
- ・ S1400 形トラベーターの場合パレット 3 段当り、利用者 4 人以下に制限してください。

※1 人あたりの質量は 65kg を想定しています。



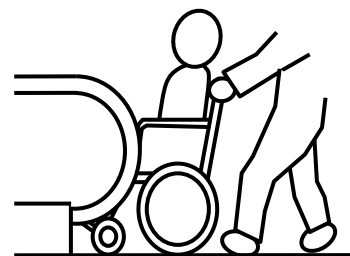
5-2 運行管理者の方より利用者にご指導いただきたいこと



次の項目は運行管理者の方より利用者の方に対して、確実にご指導あるいはご説明いただきますようお願いいたします。

＜運行管理者より利用者へ指導あるいは説明いただきたいこと＞

 危険	
	状況により予測できない事故がおこる恐れがありますので、地震・火災の時はエスカレーター・トラベーターを使用しないでください。
	利用者が転倒・転落し、死亡・けがの恐れがありますので、エスカレーターでは車いす・ベビーカー・ショッピングカート・台車およびそれに類するものは利用しないでください。 エレベーターが設置されている場合はエレベーターのご利用をお勧めください。
	車いすでトラベーターを利用される場合は、必ず介添の方と同乗してください。 ● 介添の方はトラベーターから降りる際に、車いすを支えていただけますようにご指導願います。 ● 介添の方はトラベーターの利用中は車いすのブレーキをかけるなど、車いすが動き出さないようにしてください。 ● 介添の方はトラベーターの降り口では車いすを前方に押すなどして、前輪を前に向けてください。 (前輪が横を向いていると車いすがトラベーターから降りにくくなります。)
	利用者が転落し、死亡・けがの原因となりますので、手すりに乗ったり、跨ったり、寄りかからないようにしてください。
	利用者が転落し、死亡・けがの恐れがありますので、デッキボードの上を歩かないようにしてください。

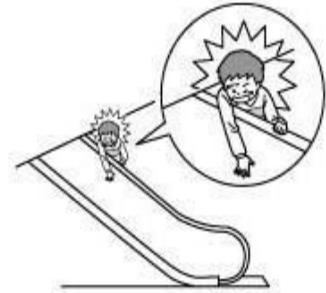


⚠ 危険



利用者が転落し、死亡・けがの恐れがありますので、欄干から身体を外に乗り出さないようにご指導願います。

- 交差部（三角部）に挟まれる恐れがあります。
- エスカレーター・トラベーター付近のものと衝突する恐れがあります。



思わぬ事故につながる恐れがありますので、子供をエスカレーター・トラベーターで遊ばせないでください。



利用者が転倒・転落し、死亡・けがの恐れがありますので、子供だけでエスカレーター・トラベーターを利用させないでください。特に複数の子供が利用する場合はご注意ください。

- 思わぬ利用の仕方ではけがをする恐れがあります。



警告



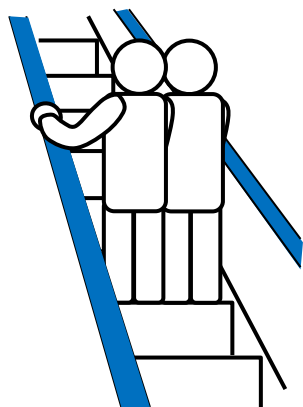
利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターご利用の際は歩いたり、走ったりしないでください。

- 他の利用者と接触することで、利用者が転倒し、死亡・けがの原因となります。
- ステップやパレットに衝撃を加えると安全装置が作動して、エスカレーター・トラベーターが停止することにより、利用者が転倒し、死亡・けがの原因となります。

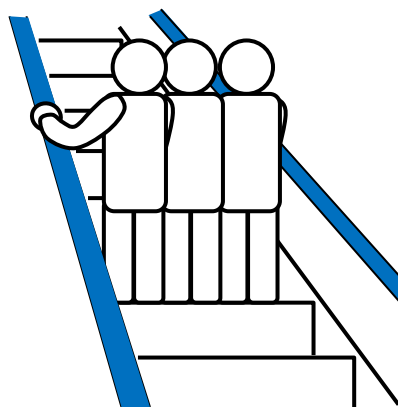


利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターをご利用の際はステップ/パレット 1 段当り 3 人以上乗らないでください。
S600 形の場合はステップ 1 段当り 2 人以上乗らないでください。

- 想定されていない利用方法では、姿勢維持のために手すりを握むことに支障をきたします。そのため、姿勢を崩した場合転倒の恐れがあります。
- 両端の利用者はステップの端に寄るために、黄色い線から足がはみ出し、ステップとスカートガードの間に挟まれ・引き込まれる恐れがあります。



S600 形



S1000 形



火災となる恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターでは、喫煙しないでください。



機器の破損や故障、またそれによる思わぬ事故の恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターに物を落としたりゴミを捨てないでください。

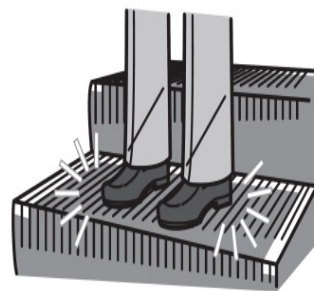
- ステップやくしの破損につながり利用者のけがの原因になります。
- エスカレーター・トラベーター内部に入り込むと故障の原因になります。

警告



利用者の挟まれ・巻き込まれによるけがの恐れがありますので、黄色い線の内側に乗るようにしてください。

- ステップとスカートガードやクリートライザーとの間に挟まれ・巻き込まれが発生し、けがの原因となります。
- 特にゴム製のサンダルや長靴などの表面が滑りにくくやわらかい素材の履物については、巻き込まれたり挟み込まれる可能性が高いのでご注意ください。



利用者の転倒の恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターの利用時には必ず手すりにつかまってください。

- 転倒防止に有効ですので、利用者へご指導ください
- 手すりは必ず上から持つようにご指導願います。
下からつかまると、手すりに挟まったり巻き込まれが発生し、けがの原因となります。



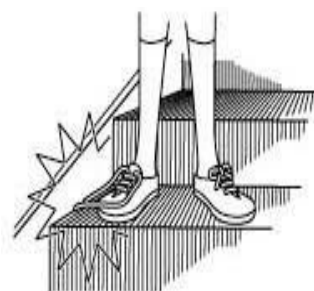
利用者の衝突・転倒の恐れがありますので、床板周辺では立ち止まらないでください。また、床板を横切るとはエスカレーター・トラベーターの利用を妨げますので、横切らないでください。

- 自動運転の場合で、エスカレーター・トラベーターが運転を開始してから、乗り込むまでに時間をかけると、利用中に停止あるいは起動することで、転倒によりケガをする恐れがあります。



利用者が巻き込まれにより転倒する恐れがありますので、靴ひもや衣類の先が長い場合、巻き込まれないように注意してください。

- 靴ヒモがほどけていたり、長すぎるとステップ（パレット）とスカートガードやくしの間に巻き込まれが発生しけがや故障の原因となります。
- 衣類も丈が長い場合には同様に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。



荷物が転倒すると、利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、エスカレーターでは大きな荷物を運ばないでください。

- 荷物が転倒すると、他の利用者にけがを負わす恐れがあります。

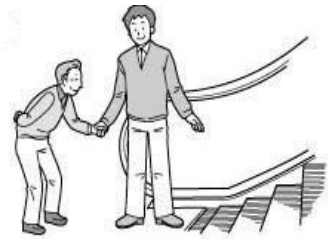


警告

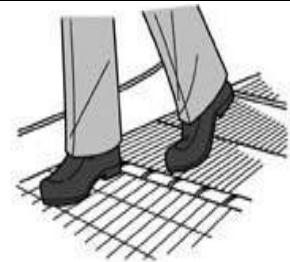


利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、高齢者や子供および目や体の不自由な方がエスカレーター・トラベーターを利用する場合は介添者が同乗するようにしてください。

- 高齢者は乗降時にステップ（パレット）とタイミングが合わず転倒することがあります。これを防ぐためにも、介添者がつくように指導ください。
- 子供はふざけて転倒したり、挟まれたりする恐れがあるので、介添者と同乗するように指導してください
- 近くにエレベーターがある場合は、エレベーターの利用を推奨してください。



利用者が転倒し、けがの恐れがありますので、降口ではくしに衝突しないように、跨いで降りてください。



利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、履物が水などで濡れている場合、必ず水分を拭き取ってからエスカレーター・トラベーターを利用ください。



利用者がインレットに引き込まれ、けがをするの恐れがありますので、手すりの入込口付近で、子供を遊ばせないでください。



手すりの入込口前では必ず手すりから手を放してください。



利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、進行方向の逆を向いて乗ったり歩いたりしないでください。

- 降り口で安全に降りることができない恐れがあります。



⚠ 警告



利用者がけがをする恐れがありますので、素足で利用したり、腰掛けたり、ステップに手をついたりしないでください。



利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、停止中のエスカレーターを階段・難壇・見物席として使用しないでください。



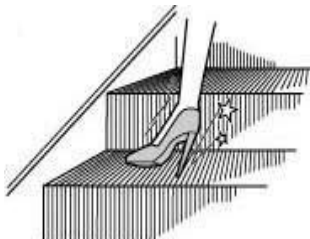
利用者が転倒し、死亡・けがの恐れがありますので、踏面の溝やステップとスカートガードの隙間に、傘や杖の先などの鋭利なものを入れないでください。

物が挟まった場合は、直ちに使用を中止し速やかに専門技術者による点検を受けてください。



利用者がスリッパなどとして転倒し、けがの恐れがありますので、ピンヒール、ゴム製の履物（長靴・ズックなど）、スリッパ、サンダル、下駄、スキーブーツなどを履いたままエスカレーター・トラベーターを利用しないでください。

ヒールの先が踏面の溝にはまり抜けなくなり、利用者が巻き込まれてけがの原因となります。



利用者が転倒し、けが・死亡の恐れがありますので、緊急時以外には非常停止ボタンは押さないでください。

- 非常停止ボタンを押すと、停止のショックで、利用者が転倒し、けがの原因となります。



利用者が挟まれ・引き込まれるによるけがの恐れがありますので、スカートガードやクリートライザーに触れないように利用してください。

- ステップのすきまに利用者が引き込まれ、けがの原因となります。特にゴム製のサンダルや長靴などの表面が滑りにくくやわらかい素材の履物については、巻き込まれたり挟み込まれる可能性が高いのでご注意ください。
- ステップ上に物を落とした場合は挟まれないように充分注意してください。



⚠ 警告



内側板に硬いものを接触、衝突させないでください。
ガラスの場合は割れて、利用者がけがをする恐れがあります。

※ガラスが破損した場合は、直ちにエスカレーター・トラベーターの使用を中止し保守会社に連絡ください。



利用者が転倒・転落する恐れがありますので、体調の悪い方や飲酒されている方はエスカレーター・トラベーターを使用しないでください。

- 転倒し、他の利用者と衝突すると、折り重なって倒れる原因となる恐れがあります。
- エレベーターがある場合はエレベーターを利用してください。



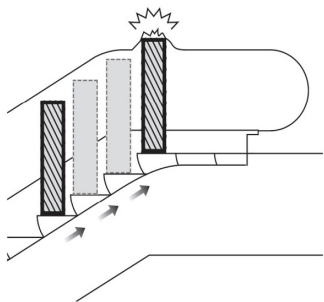
機器の破損・事故の恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターで長尺物を運搬しないでください。

- バランスを崩して転倒する恐れがあります。
- 他の利用者にぶつけ、転倒させたりけがをさせる恐れがあります。
- 長尺物の上端が天井に接触すると反動でステップ・パレットに大きな力が加わり、破壊したり外れたりすることで、利用者が転落する恐れがあります。



機器の破損・事故の恐れがありますので、欄干にものを立て掛けたり、ステップの端にものを置かないでください。

- 欄干部品の破損・変形により、けがをする恐れがあります。



利用者の転倒や機器の破損の恐れがありますので、欄干にもたれかからないでください。

- 衣類が引っ掛かるとバランスを崩して転倒する恐れがあります。
- ガラスの場合、破壊する恐れがあり危険です。

※ガラスが破損した場合は、直ちにエスカレーター・トラベーターの使用を中止し保守会社に連絡ください。

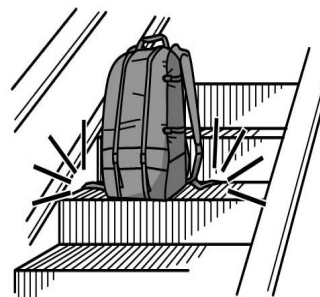


⚠ 注意



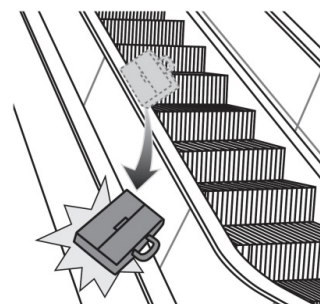
利用者が転倒しけがの恐れがありますので、エスカレーター・トラベーターのステップにはリュックやカバン、ひもが付いている荷物などを乗せないでください。

- ひもがステップ・パレットに引っ掛かると巻き込まれて利用者が転倒し、けがの原因となります。
- エスカレーター・トラベーターを損傷する場合があります。



利用者がけがの恐れがありますので、デッキボードや手すりの上に荷物などを乗せないでください。

- 荷物が滑り落ちて思わぬ事故になる場合があります。



挟まれ・巻き込まれる恐れがありますので、ペットをエスカレーター・トラベーターに乗せないでください。

- 首輪のひもがステップ・パレットに引っ掛かると巻き込まれたり、ペットの足や体の一部が巻き込まれるなど思わぬ事故の原因となります。



5-3 注意喚起ステッカー



運行管理者の方は注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼付けください。

- 本書とともに以下の注意喚起ステッカーをお渡しいたします。

注意喚起ステッカー	手すり乗り出し禁止 E-020  ●ハンドレール(手すり)から体を乗り出さないこと ●ハンドレールの上に乗らないこと ●逆向きに歩かないこと けがをする恐れがあります。	ベビーカー禁止 E-022A  ●ベビーカー、カート、車いす、台車を乗せないこと 転倒・転落でけがをしたり、機器が故障する恐れがあります。	子供のけが注意 E-030  ●エスカレーターで遊ばないこと 転落・はさまれ・巻き込まれなどけがをする恐れがあります。
目的	手すりから身体を乗り出す等の危険行為を禁止するものです。 ※必ず貼付けてください。	ベビーカー、カート、車いす、台車などを乗せることを禁止するものです。 ※必要に応じて貼付けてください。	子供がエスカレーターで遊ぶことを禁止するものです。 ※必要に応じて貼付けてください。
対象	全てのエスカレーター利用者	ベビーカー、カート、車いす、台車を使用してエスカレーターを利用しようとしている方	全てのエスカレーター利用者、エスカレーター周辺にいる方 (特に子供、保護者)
注意喚起ステッカー	歩行禁止 E-031  ●エスカレーターの上を歩かないこと 転倒・転落し、けがをする恐れがあります。	巻き込まれ注意 E-038  ●衣類の裾や長靴が巻き込まれないように注意すること。 転倒してけがをする恐れがあります。	黄色い線の内側に E-018  ●黄色い線の内側に乗ること ●幼児を乗せるときは保護者が支えること ●ハンドレール(手すり)につかまること けがをする恐れがあります。
目的	エスカレーターの歩行を禁止するものです。 ※必要に応じて貼付けてください。	衣類(スカートのすそ、マフラー)や長靴などが巻き込まれないように注意喚起するものです。 ※必要に応じて貼付けてください。	エスカレーターの正しい利用方法についてお知らせするものです。 ※必ず貼付けてください。
対象	全てのエスカレーター利用者	全てのエスカレーター利用者 (特に裾の長いスカートやゴム長靴を履いている方)	全てのエスカレーター利用者

- ※ E-018、E-020、E-022A、E-030、E-031、E-038は一般社団法人日本エレベーター協会の出版物です。
※ ステッカーの仕様、種類は、予告なく変更されることがあります。



所有者等の方または運行管理者の方は、建物用途に合わせた注意喚起ステッカーを貼付けてください。

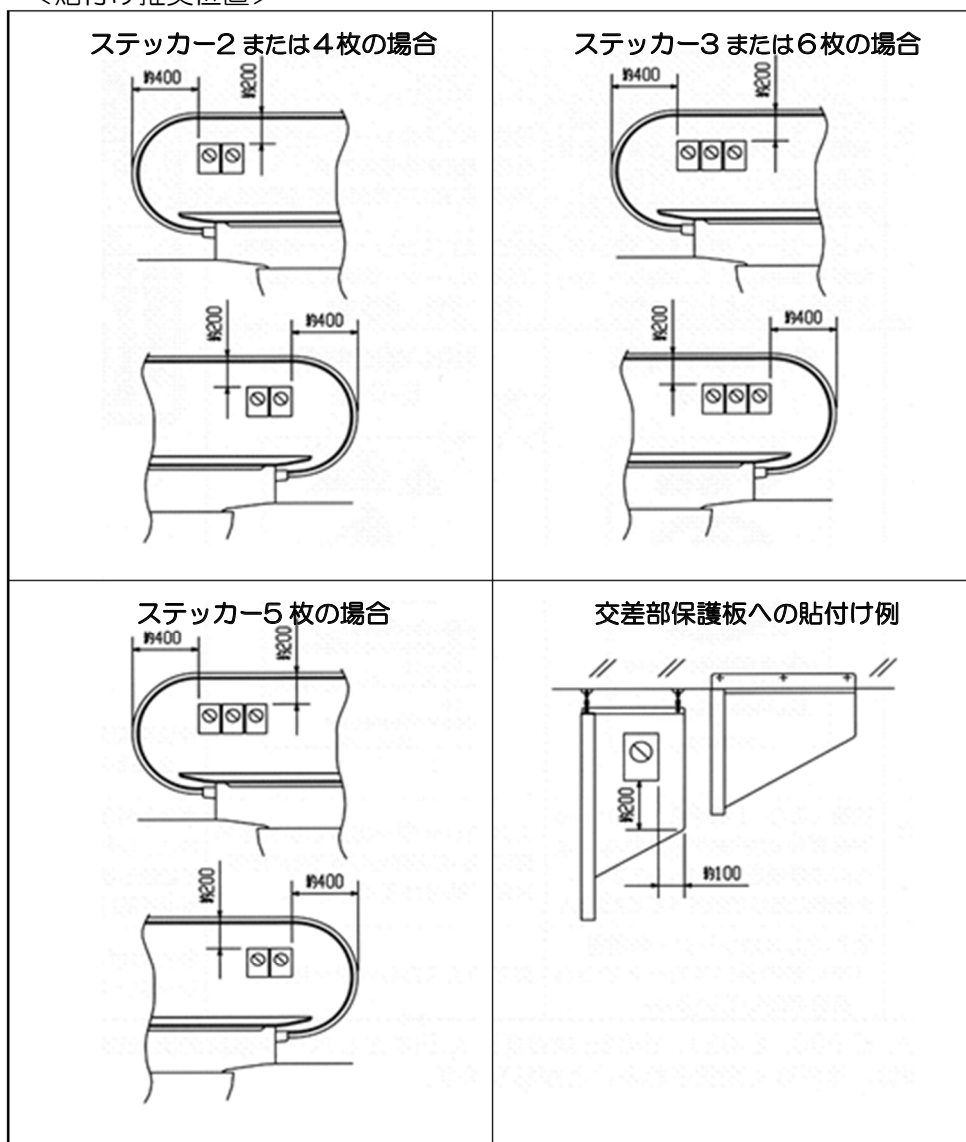
建物用途別ステッカー推奨例、および貼付け推奨位置は下記のとおりです。

＜建物用途別ステッカー推奨例＞

注意喚起ステッカー名	品番 (日本エレベーター協会標準)	建物用途		
		病院、交通施設 駅舎、空港、 歩道橋など	ショッピングセンター デパート、複合施設など	オフィス専用ビル
黄色い線の内側に 手すり乗り出し禁止	E-018 E-020	必須	必須	必須
ベビーカー禁止 子供のけが注意	E-022A E-030	推奨※	推奨※	必要に応じ
巻き込まれ注意	E-038	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ
歩行禁止	E-031	推奨※	必要に応じ	必要に応じ

※トラベーターの場合は“必要に応じ”。

＜貼付け推奨位置＞

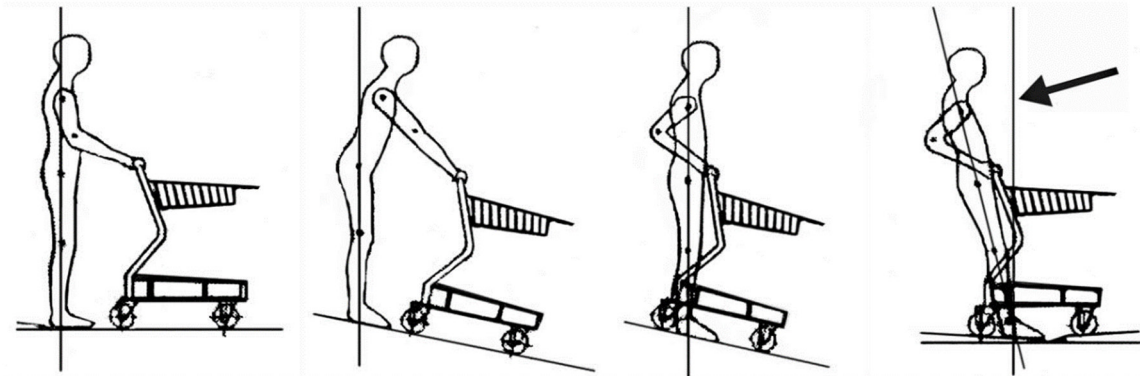


5-4 トラベーターにおけるショッピングカートの利用方法に関する注意

特に傾斜形トラベーターのダウン運転でショッピングカートを使用すると、次の理由で利用者が転倒しやすいと考えられています。

5-4-1 カート使用時の転倒要因（傾斜形の場合）

- (1) トラベーターに乗り込む。
- (2) 下りの傾斜部分ではカートが人から離れる。
- (3) 姿勢を補正するためカートに近づく。（カートによっては後輪の間に足が入る。）
- (4) 傾斜部から水平部に入ると、カートの取っ手により後方に押し返される。



(1) 上部乗口

(2) 傾斜部

(3) 傾斜部

(4) 下部降口

図. 傾斜形トラベーターにおけるカート利用と利用者の関係

5-4-2 カート使用時の転倒防止対策

上図の(4)において、カートがトラベーターから降りる場合に、前輪がくしに乗り上げる際、利用者がカートにより、後方に押されるため転倒する恐れがあります。

従って、これを防止する意味から下記のような姿勢で降りるように利用者に指導ください。



降り口付近では下図のように脚を前後して、くしに乗り上げるときにカートを少し押すことで転倒を防ぐことができます。



傾斜形



水平形

図. 降り口付近での推奨姿勢

5-4-3 注意喚起ステッカー



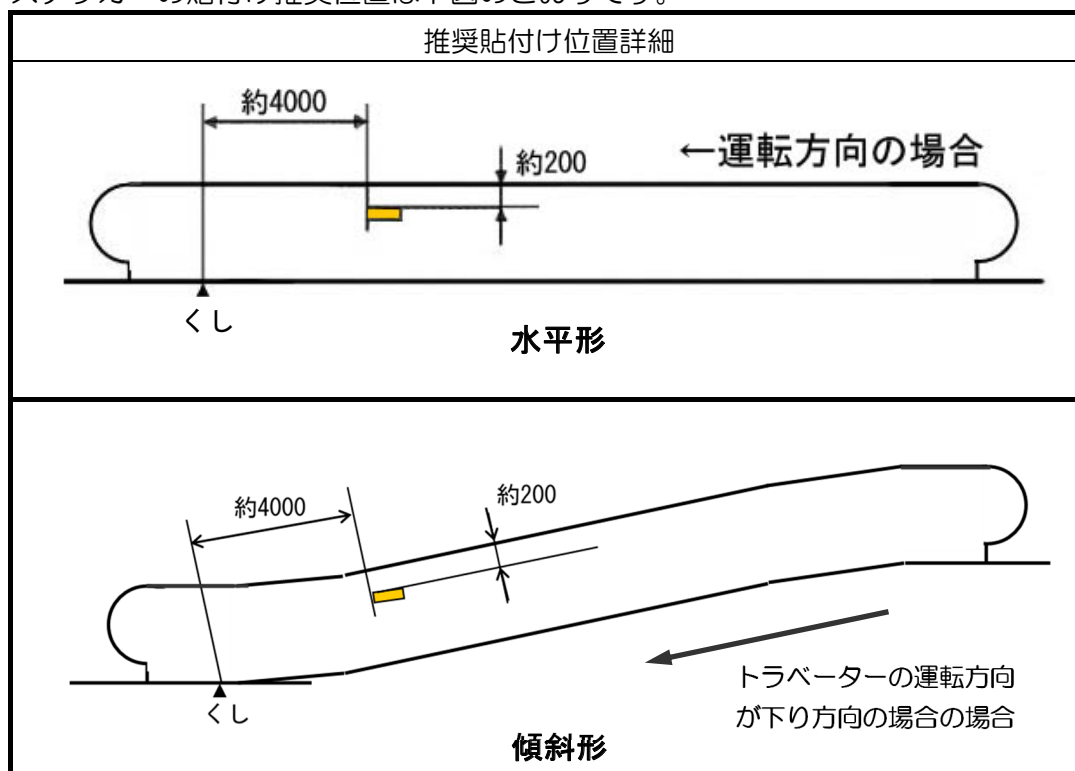
注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼付けください。

- 本書とともに以下の注意喚起ステッカーをお渡しいたします。
- 所有者等の方は、標識の掲示、アナウンス等によって昇降機の利用者に対してその安全な利用を促す措置を講じることが、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第二章第 4-1 に定められています。

注意喚起ステッカー	
対象	ショッピングカートの利用者

※ ステッカーの仕様は、予告なく変更される場合があります。

ステッカーの貼付け推奨位置は下図のとおりです。



5-4-4 ショッピングカートの利用における注意事項

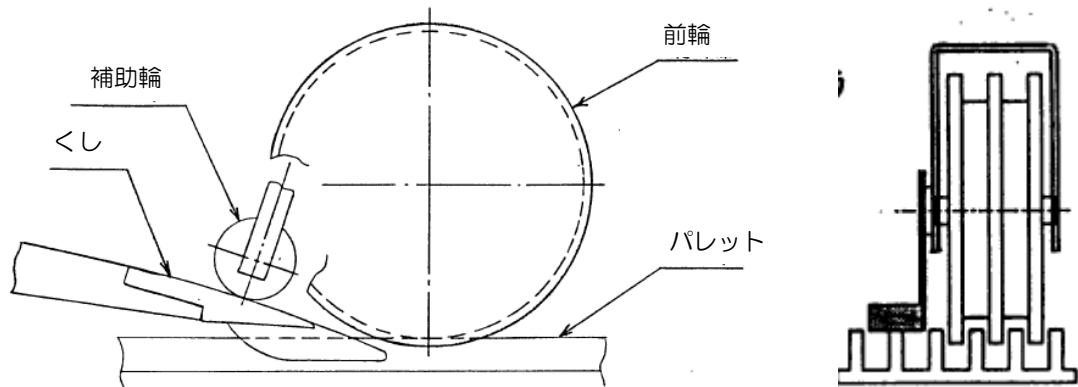
カートを利用する場合の注意事項について、次にまとめます。

<運行管理者の方にお守りいただきたいこと>

⚠ 危険



- 重大な事故の恐れがありますので、傾斜形トラベーターでカートを使用する場合、カートの構造はパレット上に乗っている間は 4 輪ともブレーキがかかるものを使用してください。ブレーキがかかると下方向に暴走する可能性があります、大変に危険です。
- カートの前輪の前方に補助輪を取付けると、降り口でのくし部への乗り上げがよりスムーズにできるようになります。（この対策は水平形トラベーターでも有効です。）



<運行管理者の方より利用者にご指導いただきたいこと>

⚠ 警告



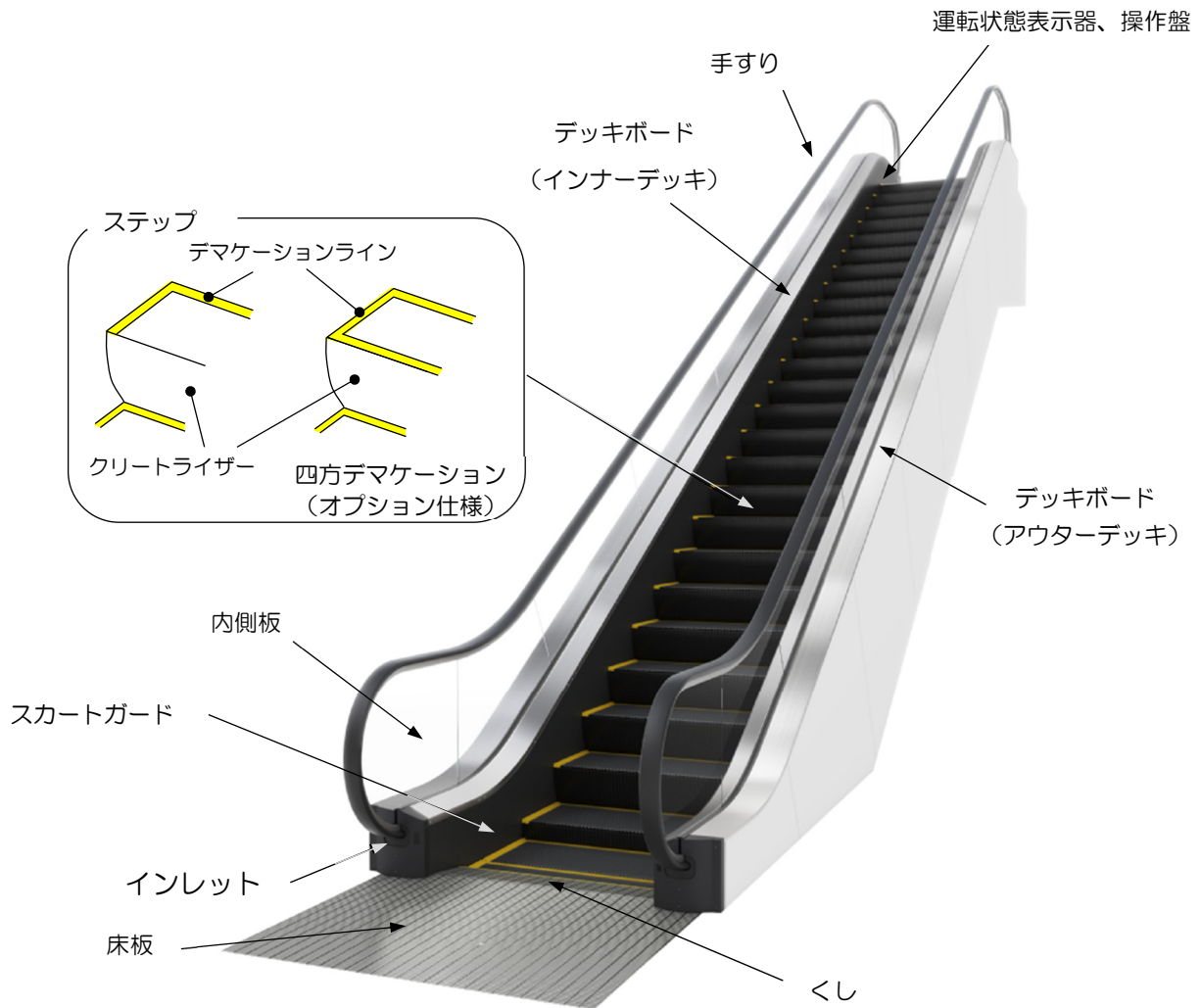
カートには 40kg 以上の荷物を載せないでください。

- カートの自重が最大 30kg である場合を想定しています。
- 高齢者や応分の体力がない利用者の場合は荷物の積載量を少なくするように指導してください。（重くなるとトラベーターから降りる場合にうまくカートを押し出せず、転倒する恐れがあります）

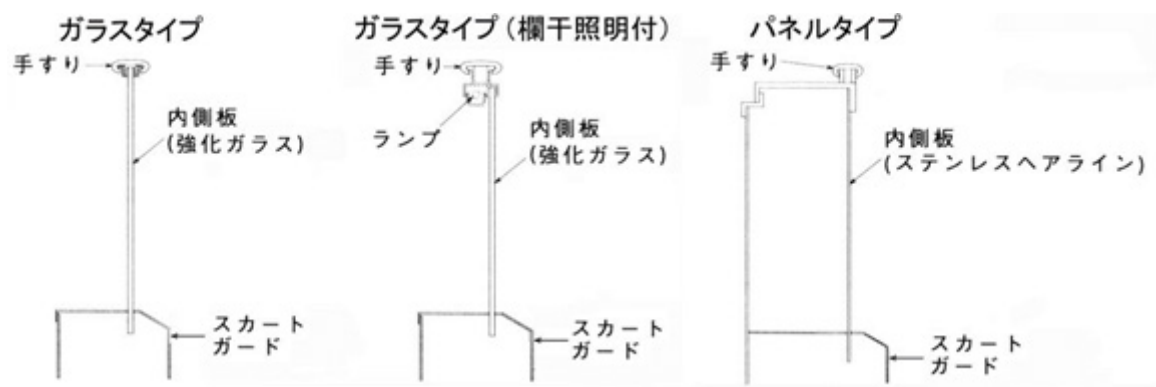


■6 エスカレーター・トラバーターの構造と機能

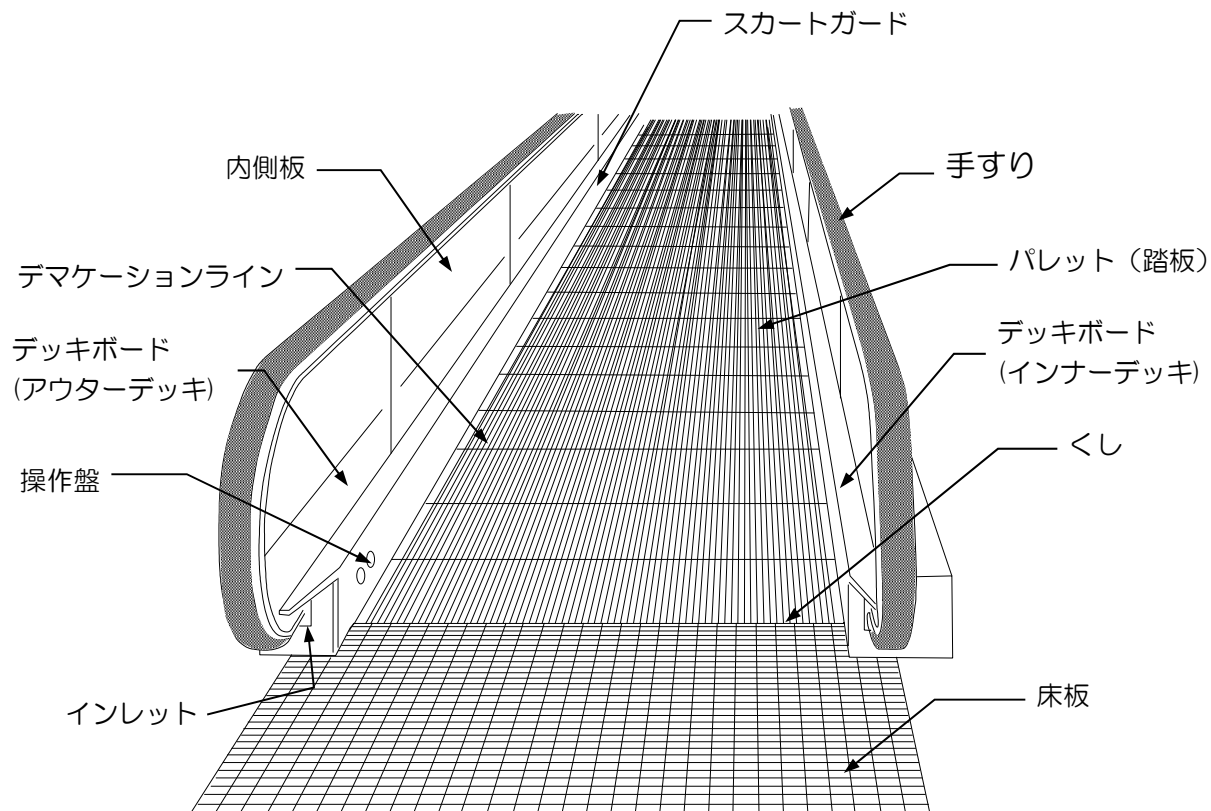
6-1 エスカレーター・トラバーターの構造



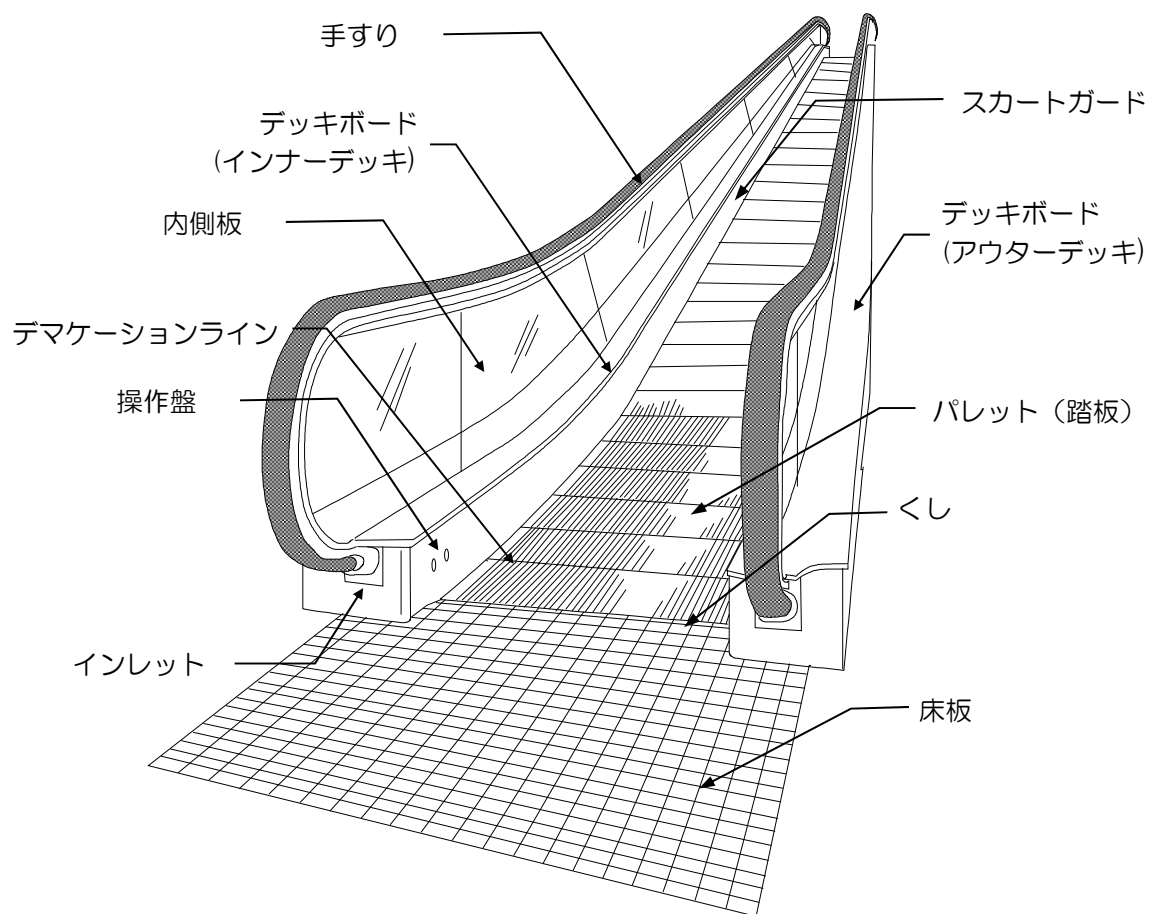
エスカレーターの構造



エスカレーター欄干部の構造

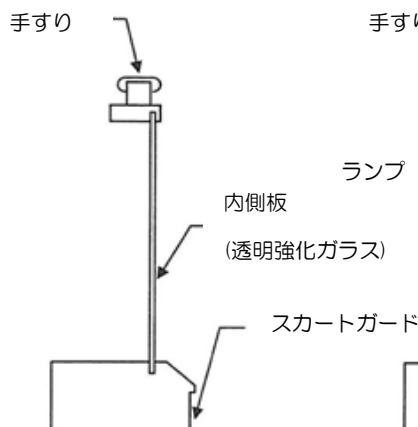


トラバーターの構造 <水平形>

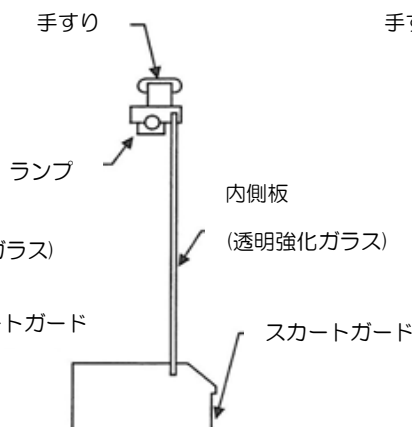


トラバーターの構造 <傾斜形>

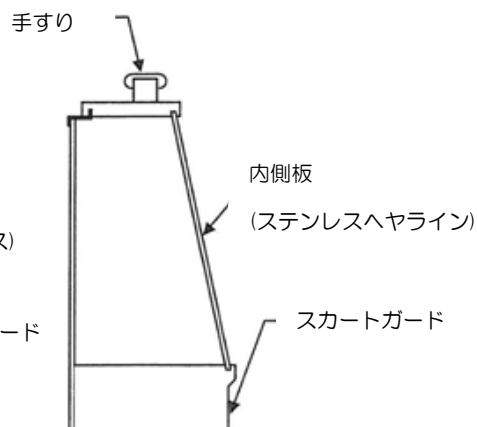
ガラスタイプ



ガラスタイプ（欄干照明付）



パネルタイプ



トラベーター欄干部の構造

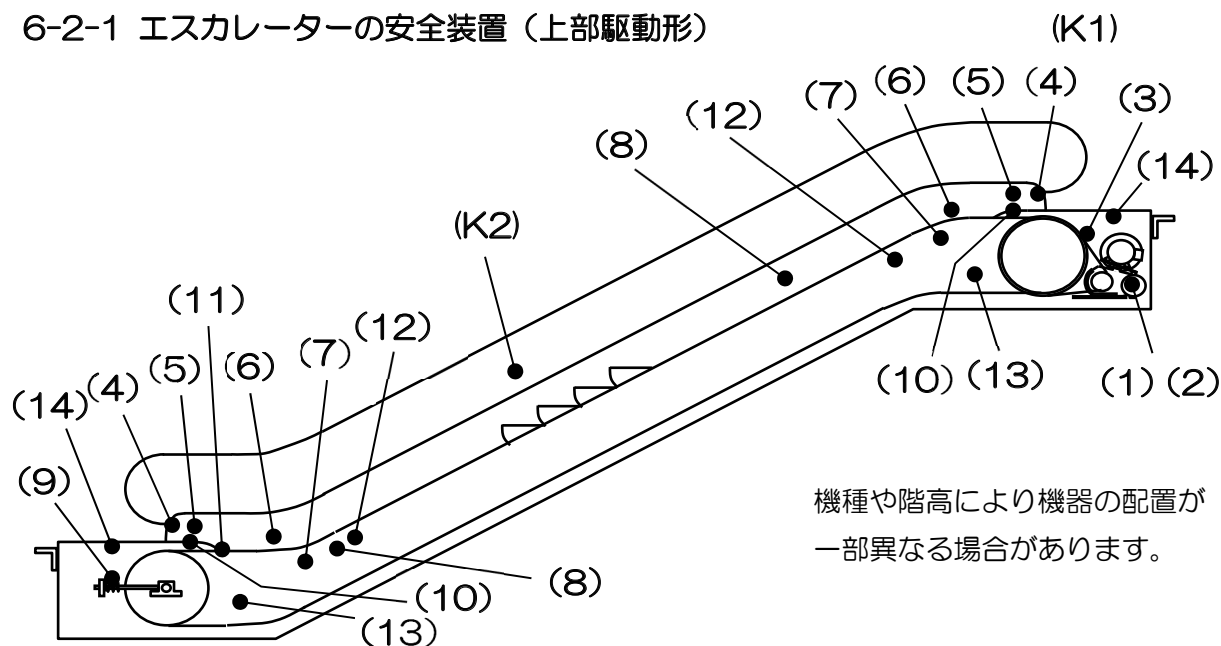
<各部位の働き>

名称	働き
操作盤	起動・停止スイッチにて、エスカレーター・トラベーターの運転や停止を行います。また、各種操作スイッチで各種機能の動作を切り替えます。仕様によって操作方法が異なりますので、「7-3 操作スイッチ」を参照ください。
運転状態表示器	エスカレーターの運転可否や速度情報を表示します。 エスカレーターが異常停止した場合には停止要因を表示します。
手すり	エスカレーター・トラベーター利用時は必ず手すりにつかまるよう利用者をご指導ください
ステップ/パレット	利用者の乗るスペースです。利用者がデマケーションラインを踏まない範囲に乗るよう、ご指導ください。
内側板	エスカレーター・トラベーター内側のパネルです。（内側板はガラスパネルとステンレスパネルの機種があります。） ※ガラスパネルには強化ガラスを使用しております。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により不意に破損する恐れがあることから（社）日本エレベーター協会標準 JEAS-525（標 09-10）が制定されました。これを受けて当社では 2010 年 10 月からガラスパネル適用時は飛散防止フィルム貼付を基本仕様とし、推奨しております。（設置レイアウトにより貼付していない場合があります。）
デマケーションライン	前後のステップの境目（デマケーションコム）や両端（デマケーションクリート）の部分に足を乗せないように、黄色のプラスチック製の注意ラインを設けています。 ※トラベーターは両端部だけです。
クリートライザー（エスカレーターだけ）	乗降口付近で前後のステップが水平のときでも、踏板とライザーが深くかみあい、物などがはさまれにくくしています。
くし	乗降口で踏板のクリートとかみあって踏面の上のものをすくい取る働きをします。
床板	乗降口で、この下部に機械・制御装置が内蔵されており、メンテナンスする際に開けることがあります。
スカートガード	ステップ・パレット側面のパネルで、エスカレーターの場合は、低摩擦仕上げを施して滑りやすくし、靴などがはさまれにくくしています。

6-2 エスカレーター・トラベーターの安全装置

エスカレーター・トラベーターには下記の安全装置が設けられています。エスカレーターが意図せず停止した場合は原因を調査し、安全装置が作動している場合は原因を取り除いた上で運転を再開ください。運転状態表示器が設置されている場合は表示内容も参考ください。

6-2-1 エスカレーターの安全装置（上部駆動形）

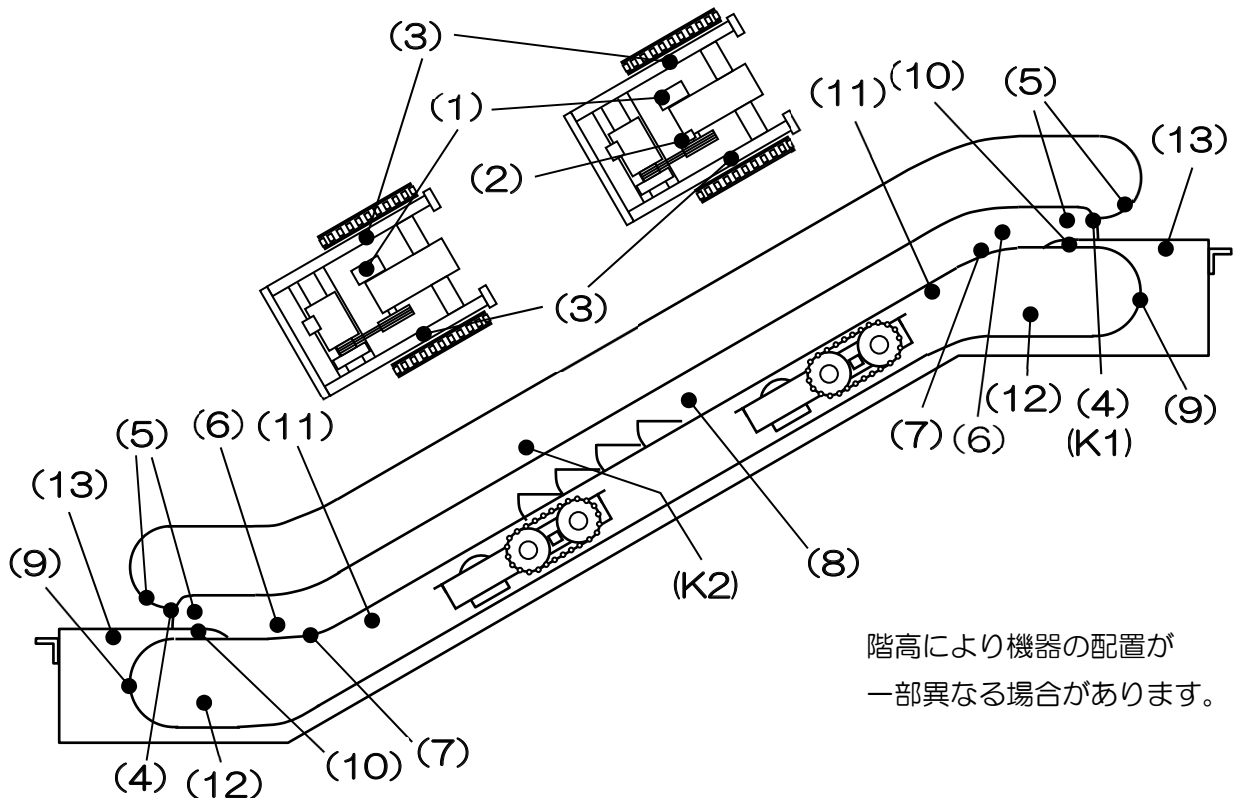


No.	名 称	働 き	運転状態表示器	
(1)	ブレーキ	安全装置の動作時や動力電源が切れた時に、エスカレーターを停止させます。	-	-
(2)	調速機（HGD、LGD）	速度の著しい低下、または定格速度から一定以上増速したとき作動し、エスカレーターを停止させます。	EF	F
(3)	駆動チェーン安全装置（DCS）	駆動チェーンが破断したときに作動し、エスカレーターを停止させます。	EO	O
(4)	インレット安全装置（HGS）	インレットガード……………手すり入り込み口を軟質ゴム製とし、手が引き込まれにくくしています。 インレットガードスイッチ…手すり入り込み口に手が引き込まれた場合に作動しエスカレーターを停止させます。	E1	1
(5)	非常停止ボタン（ESTOP）	このボタンを押すとエスカレーターが停止します。	EE	E
(6)	スカートガード安全装置（SSS）	スカートガードとステップとの間に物がはさみ込まれた場合に作動しエスカレーターを停止させます。	E3	3
(7)	踏段異常走行（浮き上がり）検出装置（CRS）	ステップ相互間またはスカートガードとステップの間にはさみ込まれライザー側が浮き上がったり、踏段走行に異常があったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E2	2
(8)	手すり遅速検出装置（HSS）	手すりの速度とステップの速度が著しく同期しないときに作動し、エスカレーターを停止させます。機種により上下いずれかに実装されます。	E5	5
(9)	踏段チェーン安全装置（SCS）	踏段チェーンが破断したり、過度に伸びた場合に作動し、エスカレーターを停止させます。	EO	O
(10)	くし安全装置（一部☆）（CSS）	ステップとくしの間に物が挟み込まれて、くしが持ち上がったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E4	4
(11)	サイドローラ	乗降口でくしとの噛み合いを保つようステップの位置を抑制します。	-	-
(12)	踏段沈下検出装置（☆）（SRS）	踏段ローラの破損や脱落に伴い、ステップが沈み込んだときに作動し、エスカレーターを停止させます。	EO	O
(13)	踏段欠落検出装置（☆）（SMS）	ステップの取付け忘れによる欠落があったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	EF	F
(14)	床板解放検出装置（☆）（DOS）	運転中に床板が解放されたとき作動し、エスカレーターを停止させます。床板が解放された状態で運転しようとした場合は、起動が阻止されます。	EO	O
K1	気配りアナウンス（☆）（インレット部）	インレット部への接近を検出するセンサーにより、ブザーとともに注意メッセージをアナウンスします。	-	-
K2	気配りアナウンス（☆）（アウターデッキ部）	お子様に多い手すりからの乗り出しを検出するセンサーを設置。ブザーとともに注意メッセージをアナウンスします。	-	-

※ ☆はオプション仕様のため、装備されていない場合があります。

※ K1、K2は注意喚起機能であり、安全装置ではありません。

6-2-2 エスカレーターの安全装置（中間駆動形）

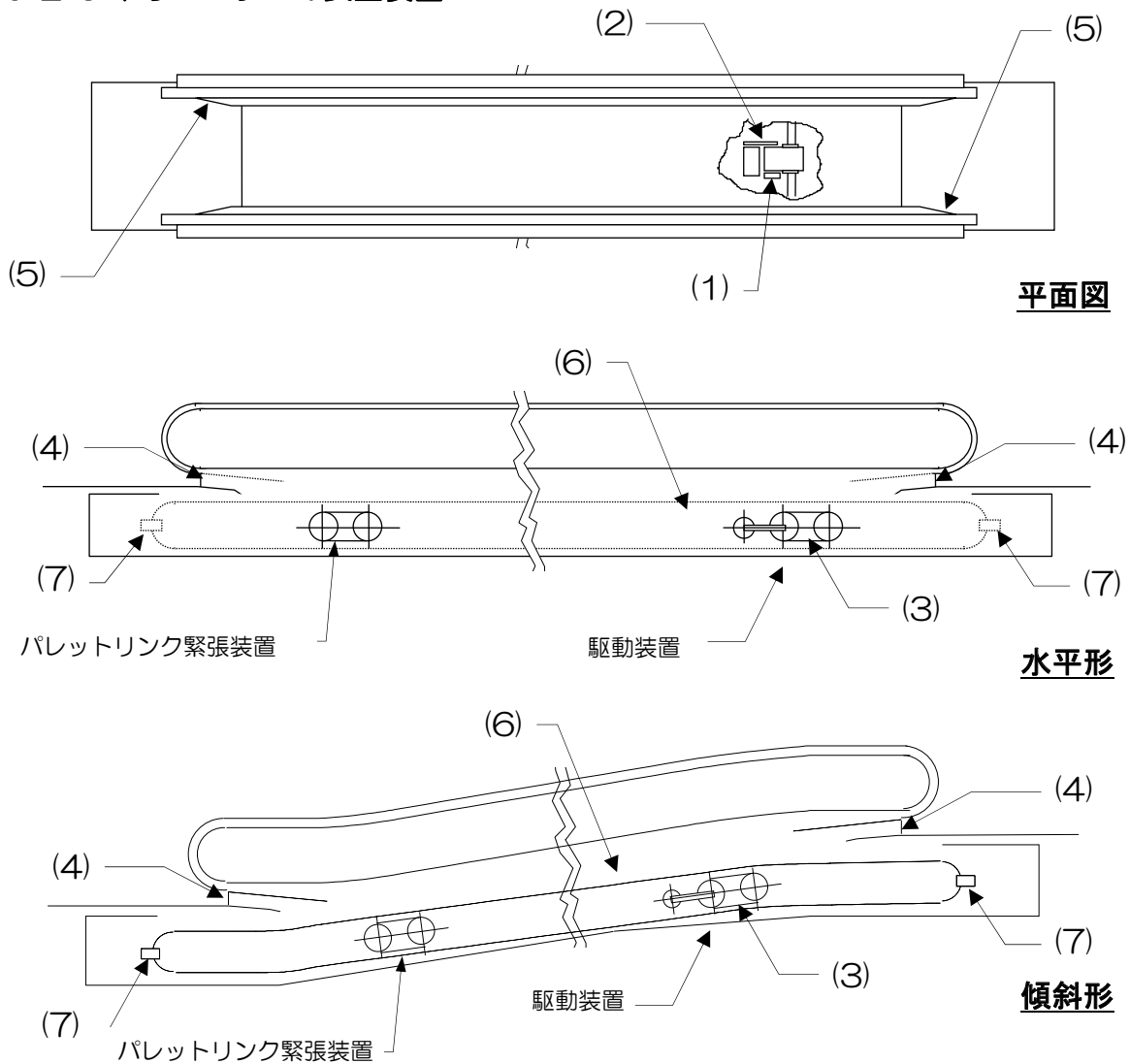


No.	名 称	働 き	運転状態 表示器	
(1)	ブレーキ	安全装置の動作時や動力電源が切れた時に、エスカレーターを停止させます。	-	-
(2)	調速機（HGD、LGD）	速度の著しい低下、または定格速度から一定以上増速したとき作動し、エスカレーターを停止させます。	EF	F
(3)	駆 動 チ ェ ー ン 安 全 装 置 （DCS）	駆動チェーンが破断したときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E0	0
(4)	インレット安全装置（HGS）	インレットガード………手すり入り込み口を軟質ゴム製とし、手が引き込まれにくくしています。 インレットガードスイッチ…手すり入り込み口に手が引き込まれた場合に作動しエスカレーターを停止させます。	E1	1
(5)	非常停止ボタン（ESTOP）	このボタンを押すとエスカレーターが停止します。	EE	E
(6)	スカートガード安全装置 （SSS）	スカートガードとステップとの間に物がはさみ込まれた場合に作動しエスカレーターを停止させます。	E3	3
(7)	踏段異常走行（浮き上がり） 検出装置（CRS）	スカートガードとステップの間にはさみ込まれライザー側が浮き上がった時、踏段走行に異常があったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E2	2
(8)	手すり遅速検出装置（HSS）	手すりの速度とステップの速度が著しく同期しないときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E5	5
(9)	踏段リンク安全装置（SLS）	踏段チェーンが破断したり、過度に伸びた場合に作動し、エスカレーターを停止させます。	E0	0
(10)	くし安全装置（一部☆） （CSS）	ステップとくしの間に物が挟み込まれて、くしが持ち上がったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E4	4
(11)	踏段沈下検出装置（☆） （SRS）	踏段ローラの破損や脱落に伴い、ステップが沈み込んだときに作動し、エスカレーターを停止させます。	E0	0
(12)	踏段欠落検出装置（☆） （SMS）	ステップの取付け忘れによる欠落があったときに作動し、エスカレーターを停止させます。	EF	F
(13)	床板解放検出装置（☆） （DOS）	運転中に床板が解放されたとき作動し、エスカレーターを停止させます。床板が解放された状態で運転しようとした場合は、起動が阻止されます。	E0	0
K1	気配りアナウンス（☆） （インレット部）	インレット部への接近を検出するセンサーにより、ブザーとともに注意メッセージをアナウンスします。	-	-
K2	気配りアナウンス（☆） （アウターデッキ部）	お子様に多い手すりからの乗り出しを検出するセンサーを設置。ブザーとともに注意メッセージをアナウンスします。	-	-

※ ☆はオプション仕様のため、装備されていない場合があります。

※ K1、K2 は注意喚起機能であり、安全装置ではありません。

6-2-3 トラベーターの安全装置



No.	名 称	機能
(1)	ブレーキ	安全装置の動作時や動力電源が切れた時に、エスカレーターを停止させます。
(2)	調速機（HGD、LGD）	速度の著しい低下、定格速度から一定以上増・減速したとき作動し、トラベーターを停止させます。
(3)	駆動チェーン安全装置（DCS）	駆動チェーンが破断したときに作動し、トラベーターを停止させます。
(4)	インレット安全装置（HGS）	インレットガード……………手すり入り込み口を軟質ゴム製とし、手が引き込まれにくくしています。 インレットガードスイッチ…手すり入り込み口に手が引き込まれたときに作動し、トラベーターを停止させます。
(5)	非常停止ボタン（ESTOP）	このボタンを押すとトラベーターが停止します。
(6)	手すり遅延検出装置（HSS）	手すり速度とパレットの速度が著しく同期しないときに作動しトラベーターを停止させます。
(7)	パレットリンク安全装置（SLS）	パレットリンクが破断したり、過度に伸びたときに作動し、トラベーターを停止させます。

6-3 自動運転

6-3-1 省エネ運転モードと自動運転

<自動運転の種類>

	種類
	省エネ運転モード
	停止待機自動運転（省エネ運転モード付）
	低速待機自動運転（省エネ運転モード付）
	停止/低速待機自動運転（省エネ運転モード付）
	停止待機自動運転（省エネ運転モードなし）
	低速待機自動運転（省エネ運転モードなし）
	停止/低速待機自動運転（省エネ運転モードなし）
	自動運転無し

*該当する仕様に●を付してください。

省エネ運転モードは、利用者の利用状況に応じて運転速度を変更します。定格速度が 30m/min の場合、利用者が多いときは 30m/min、少ないときは 25m/min、いないときは 20m/min で運転します。

自動運転は、利用者がいないときに、停止する“停止待機”と、低速（10m/min）で運転する“低速待機”があります。通常は低速待機でしばらく利用者がいない状態が継続した場合に停止待機に切り替わる“低速停止待機”もあります。

省エネ運転モードや自動運転は、乗降口に設けた光電装置により利用者の有無や混雑を判定し、あらかじめ設定した方向へ運転の開始や速度の切り替えを行います。待機運転中に降口側で利用者を検出すると、利用者に逆方向からの乗り込みの注意を促すために、ブザーが鳴動すると同時にあらかじめ設定した方向に短い時間運転します。

6-3-2 光電装置

省エネ運転モードや自動運転で利用者を検出するための光電装置には以下の種類があり、利用者を検出すると運転速度まで増速します。

ただし、センサーA の場合は停止待機から低速待機に切り替わります。

＜光電装置の種類＞

種類	構成	図
ポストレス簡易型	C	図 1
ポストレス反射型	B+C	図 2
ポスト式	C	図 3
ポストレス（停止待機用）	A+B+C	図 4

*該当する仕様に●を付してください。

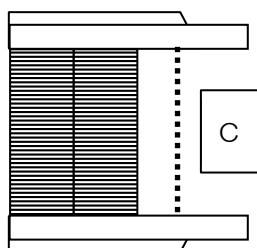


図 1

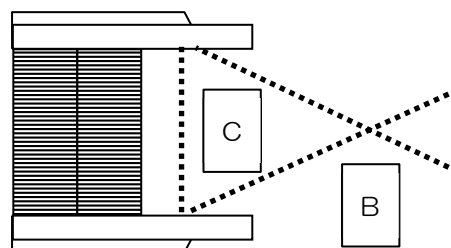


図 2

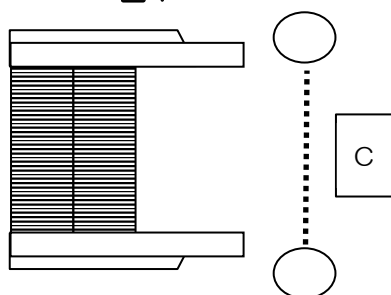


図 3

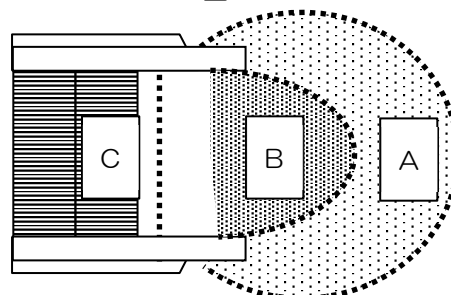


図 4



利用者の利用状況を正しく判定できませんので、センサーの検出範囲にものを置かないでください。



光電装置に異常があると起動が正しく行われず、利用者の転倒につながる恐れがあります。自動運転開始後にしばらく光電装置で何も検出させず一旦待機状態にした後、乗り口や降り口の光電装置を作動させると、ステップ（パレット）が加速することを確認ください。

6-3-3 自動運転の操作方式

自動運転には、自動運転時の運転方向を任意に選択できる“方向可逆式”と、運転方向が固定されている“方向固定式”があります。自動運転の操作方法は仕様によって異なります。

＜自動運転の操作方式＞

	操作方式	制御方式	運転方向	スイッチ
	A	マイコン制御	方向可逆式	スイッチ無し (キーレス)
	B			AUTO ON/OFF (2点抜き)
	C			AUTO ON/OFF (スプリングバック式)
	D			AUTO UP/DN (スプリングバック式)
	E	リレー制御	方向固定式	AUTO ON/OFF (スプリングバック式)
	F		方向可逆式	RAY ON/OFF (スプリングバック式)
	G		方向固定式	RAY ON/OFF (スプリングバック式)

※該当する仕様に●を付してください。

※リレー制御のスイッチは「RAY」ではなく「AUTO」と表示されているものもあります。

6-4 運転方向表示器

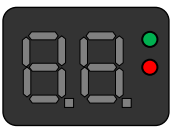
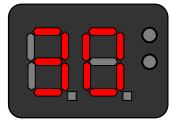
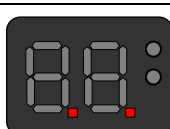
運転状態に合わせて以下が表示されます。

状態	乗場側	降場側
運転中		
異常停止中		

6-5 運転状態表示器

上部の操作盤近傍に取付けてあり、それぞれの LED の表示内容は以下です。

<2桁表示の場合>

表示	表示内容
	【赤 LED/緑 LED】 緑 LED が点灯している場合、エスカレーターは運転できます。 赤 LED が点灯している場合、エスカレーターは運転できません。
	【セグメント LED の数字部】（通常時） 運転中に速度を表示します。
	【セグメント LED の数字部】（異常停止時） 故障や安全装置動作などの原因で停止した場合に、 その異常内容（「9-3-3 運転状態表示器を用いた確認」参照）を 表示します。
	【セグメント LED のドット部】 自動運転中には右側のドットが点滅します。 左側のドットが点灯している場合、安全装置が動作しています。

<1桁表示の場合>

表示	表示内容
	【赤 LED/緑 LED】 緑 LED が点灯している場合、エスカレーターは運転できます。 赤 LED が点灯している場合、エスカレーターは運転できません。
	【セグメント LED の数字部】（通常時） 速度切替有の場合には切替操作後に速度情報を表示します。 （「図 6-5-1 1 桁表示の場合の速度表示」参照） 2 段速度の場合には高速と低速となります。
	【セグメント LED の数字部】（異常停止時） 故障や安全装置動作などの原因で停止した場合に、 その異常内容（「9-3-3 運転状態表示器を用いた確認」参照）を 表示します。
	【セグメント LED のドット部】 ドットが点灯している場合、安全装置が動作しています。

7SEG 表示	意味
	高速
	中速
	低速

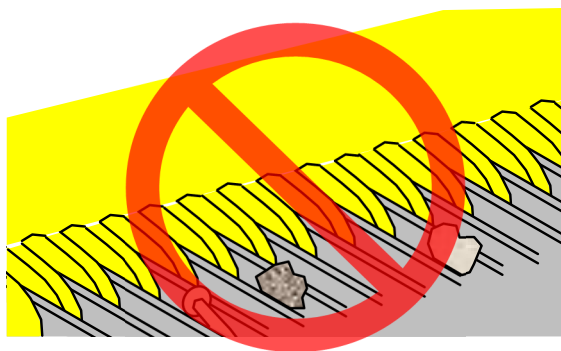
図 6-5-1 1 桁表示の場合の速度表示

■7. 運行管理

7-1 運転前に

次の準備を行ってください。

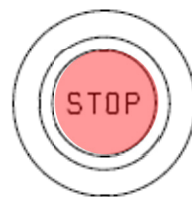
- (1) 防火シャッターがある場合は、まずシャッターを完全に開けてください。
- (2) エスカレーター・トラベーター周囲の設備に破損や取付け部の緩みがないことを確認してください。仕切り板や転落防止柵、交差部保護板（三角部ガード板）等の取付位置は「3-1-1 毎日の点検」を参照ください。
- (3) 乗場・ステップ（パレット）・手すりなどをきれいに清掃してください。
特にステップ（パレット）やくし板のくし部分に小石や釘などが落ちていないか確認し、落ちていた場合は取り除いてください。そのまま運転するとエスカレーター・トラベーターの故障の原因になります。



7-2 非常停止

エスカレーター・トラベーターの運転中に利用者が誤って転倒するなど、緊急の事態が発生したときには操作盤の非常停止ボタンを押して停止させてください。非常停止ボタンには乱用防止カバーがついていますので、透明カバーの中央を強く押してください。

また、運転再開時は安全を確認した後、エスカレーター・トラベーターを起動させてください。



非常停止ボタン



非常停止ボタンは緊急時以外押さないでください。



ステップ（パレット）に利用者がある場合に非常停止ボタンを押す場合は、非常停止する旨利用者に注意喚起し、手すりにつかまるように指導してから停止させてください。

非常停止によりバランスを崩した人が転倒、転落したり、他の利用者に衝突することで生じる二次災害を防止するためですので、必ず注意喚起をお願いします。



エスカレーター・トラベーターを非常停止させた場合は、機器を点検し緊急事態となった原因を完全に取り除いた後、運転を再開させてください。このとき機器に異常がある場合には、保守会社に連絡して処置を依頼してください。

7-3 操作スイッチ

注意



利用者が転倒しけがの恐れがありますので、利用者がいる時に操作スイッチを操作しないでください。

- エスカレーターの動きが変わり、利用者が転倒する恐れがあります。
- 遠隔操作の場合には、利用者がいても転倒しないように加減速度を緩やかにすることで速度切替等を許可している場合もあります。

操作スイッチは乗降部の操作盤にあり、仕様により個数、設置位置、操作方法が異なります。一部の機能では運転に連動して自動で動作させることで、キースイッチを設けないものもあります。キースイッチがないものには運転連動仕様とキーレス仕様があり、キーレス仕様の場合は機能の切替や設定の変更は制御盤で行いますので、保守員に依頼ください。

● 操作方法

スプリングバック式	キーを中央で挿抜き、左右にまわして操作します。 キーをまわした後、手を離すと中央に戻ります。
2点抜き 3点抜き	キーを任意の位置で挿抜き、任意の状態に設定します。

● 標準の操作スイッチ

【起動スイッチ】 〔エスカレーター、傾斜形トラベーター〕 「UP」側に回すと上昇、「DOWN」側に回すと下降運転を始めます。	
【起動スイッチ】 〔水平形トラベーター〕 「FORWARD」側に回すと制御盤の設置側へ、 「REVERSE」側に回すと制御盤の設置側と逆へ運転を始めます	
【警報・停止スイッチ】 「STOP」側に回すとエスカレーターは停止します。 「BUZZER」側に回している間、逆の乗り場側のブザーが鳴動します。	

● 省エネ運転モード、自動運転有の場合

【キースイッチあり】 キースイッチにより自動運転の有効／無効を切り替えます。 操作は仕様により異なりますので、「7-5 自動運転の開始」を参照ください。	  
【キーレス仕様】 運転すると常に自動運転になります。制御盤で無効にすることもできます。	

● 速度切替有の場合

【キースイッチあり】 キースイッチにより運転速度を切り替えます。 「L」側に設定すると低速、「H」側は高速で運転します。	
【キーレス仕様】 初期設定では高速で運転を開始します。制御盤で低速に切り替えることもできます。	

● 照明有の場合

【キースイッチあり】 キースイッチにより照明類の点灯／消灯を行います。 （欄干照明、スカートガード照明、ステップ下照明、 コムライト、円形灯） ・スプリングバック式の場合 運転にあわせて「ON」または「OFF」側に操作してください。 ・2点抜きの場合 「ON」側に設定すると運転と連動して点灯します。	
【運転連動仕様】 運転に連動して照明が点灯します。	
【キーレス仕様】 運転に連動して照明が点灯します。制御盤で消灯させることもできます。	

● オートアナウンス有の場合

【キースイッチあり】 キースイッチにより運転中の音声アナウンスの発報有無を切り替えます。 ・スプリングバック式の場合 運転にあわせて「ON」または「OFF」側に操作してください。 ・2点抜きの場合 「ON」側に設定すると運転と連動して音声アナウンスを発報します。	
【運転連動仕様】 運転に連動して音声アナウンスを発報します。	
【キーレス仕様】 運転に連動して音声アナウンスを発報します。制御盤で発報無しにすることもできます。	



キーを挿し込んだままにしておくといたずらされる恐れがあるので、操作後は必ずキーを抜いてください。



起動や停止前にはステップ（パレット）に人が乗っていないことを確かめたうえで、利用者や周りの人に警告するためにブザーを鳴らしてください。



キースイッチの操作後、キーはしばらく（1秒程度）回した状態を保持してください。すぐに戻すと正しく動作しない可能性があります。



運転方向の切替を行う場合は利用者がいないことを確認のうえ、一旦停止させた後に希望する方向に運転してください。

7-4 連続運転の開始

警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、起動スイッチを操作ください。
なお、連続運転時は自動運転時のように利用者の利用状況に応じて速度が切り替わることはなく一定速で運転します。



7-5 自動運転の開始

自動運転を開始する場合、仕様によって操作手順が異なります。「6-3-3 自動運転の操作方式」を参照して仕様を確認したうえで、仕様に合った操作を行ってください。

7-5-1 操作方式が“A”の場合

操作方式	運転方向	スイッチ
A	方向可逆式	スイッチ無し (キーレス)



起動スイッチの操作で自動運転が開始します。「7-4 連続運転の開始」の手順に沿って操作ください。

7-5-2 操作方式が“B”の場合

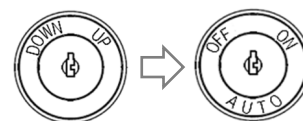
操作方式	運転方向	スイッチ
B	方向可逆式	AUTO ON/OFF (2点抜き)



自動運転スイッチが「ON」側に設定されていることを確認ください。
その後、警報スイッチを操作してブザーを鳴らし、起動スイッチを操作してください。

7-5-3 操作方式が“C、F”の場合

操作方式	運転方向	スイッチ
C	方向可逆式	AUTO ON/OFF (スプリングバック式)
F	方向可逆式	RAY ON/OFF (スプリングバック式)



警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、起動スイッチを操作してください。
その後、自動運転スイッチを「ON」側に回してください。

7-5-4 操作方式が“D”の場合

操作方式	運転方向	スイッチ
D	方向可逆式	AUTO UP/DN (スプリングバック式)



警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、自動運転スイッチを「UP」、または「DOWN」側に回してください。

7-5-5 操作方式が“E、G”の場合

操作方式	運転方向	スイッチ
E	方向固定式	AUTO ON/OFF (スプリングバック式)
G	方向固定式	RAY ON/OFF (スプリングバック式)



警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、自動運転スイッチを「ON」側に回してください。



自動運転を止める場合はエスカレーター・トラベーターの動きが変わりますので、一旦停止してください。もしくは、利用者がいないことを確認の上、自動運転スイッチを「OFF」側に操作してください。

7-6 運転の停止

警告

 エスカレーター・トラベーターを停止させるときは、必ず利用者がいないことを確認した上で停止させてください。

7-6-1 操作方式が“F、G”以外の場合

警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、停止スイッチを操作してください。



7-6-2 操作方式が“F、G”の場合

＜自動運転の操作方式＞

操作方式	制御方式	スイッチ
F、G	リレー制御	RAY ON/OFF (スプリングバック式)

(1) 連続運転している場合

警報スイッチを操作してブザーを鳴らした後、停止スイッチを操作してください。



(2) 自動運転している場合

自動運転スイッチを「OFF」側に回し自動運転を止めてください。

その後、警報スイッチを操作してブザーを鳴らし、停止スイッチを操作してください。

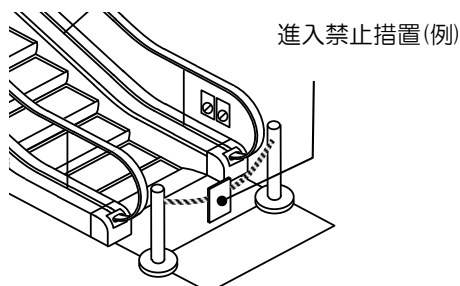


7-7 休止中における運行管理

警告

 事故や機器の破損の恐れがありますので、休止中のエスカレーター・トラベーターを階段や通路として使用したり、座ったり、物を置くなどしないでください。
エスカレーター・トラベーター（傾斜形）を階段や通路として使用すると、過負荷によりブレーキが滑り、ステップの下降により転倒事故が発生する恐れがあります。

 休止中のエスカレーター・トラベーターには、必ず乗り込み禁止処置を実施してください。乗降口に進入防止のチェーンや「乗り込み禁止」等の案内板を設置してください。



7-8 混雑時の対応



警告



混雑時には利用者が転倒・衝突の恐れがあります。混雑が予想される場合は、運行管理者の方は混雑を緩和するために係員を配置し利用者を誘導したり、エスカレーター・トラベーターを休止してください。

エスカレーター・トラベーターの利用者が多く、降り口付近に人が滞留すると、利用者がエスカレーター・トラベーターから降りることができず、利用者が折り重なって倒れるなどの重大な事故に繋がる恐れがあります。



混雑時にエスカレーター・トラベーターを停止させるときは、運行管理者の方はエスカレーター・トラベーターへの乗り込みを禁止した上で、利用者がすべて降りたことを確認した上で停止させてください。

■8. 屋外における運用と管理について

8-1 屋外で使用する場合の運行管理



警告

機器の故障や利用者がスリップや風により転倒し死亡・けがをする恐れがありますので、以下の状況の際には速やかに運転を中止し、進入防止措置を講じてください。

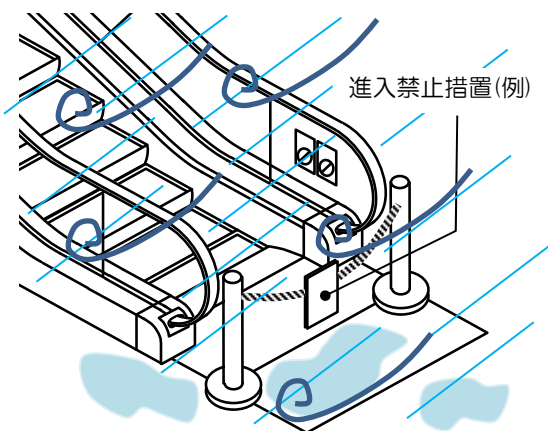
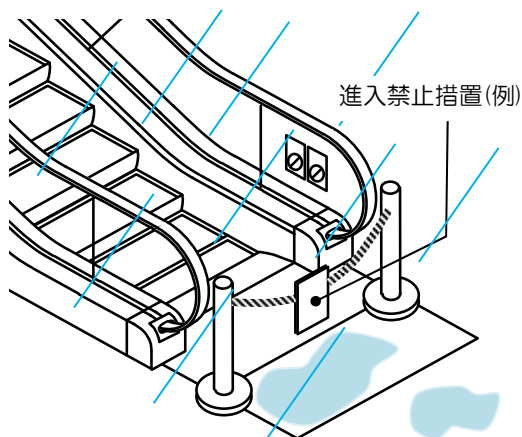
屋外に設置されたエスカレーター・トラベーターは天候の状態によって、運転を継続すると利用者が転倒するなど危険な場合があります。運行管理者の方は運行中の状況を掌握し、天候状態により運転が危険と判断した場合には、運転を停止させ進入防止措置を講じてください。

(1) 降雨、降雪のとき

- 1) エスカレーター・トラベーターの手すりやステップに雨や雪が吹き込んでかかっている場合は、利用者は濡れた手すりをつかまないことが多くなり、ステップで利用者が転倒すると、死亡・けがの原因となります。

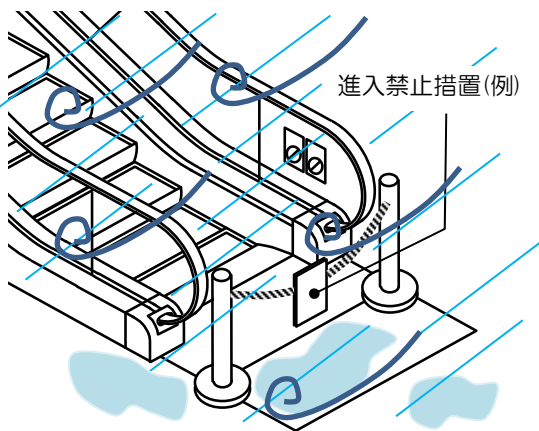
エスカレーター・トラベーターは安全装置が動作した場合は急停止することがありますので、利用者が手すりにつかまっていなくて非常に危険です。

- 2) ステップ（パレット）や乗降口の床板が濡れると滑りやすくなり、利用者がスリップにより転倒し、死亡・けがの原因となります。



(2) 台風や暴風雨のとき

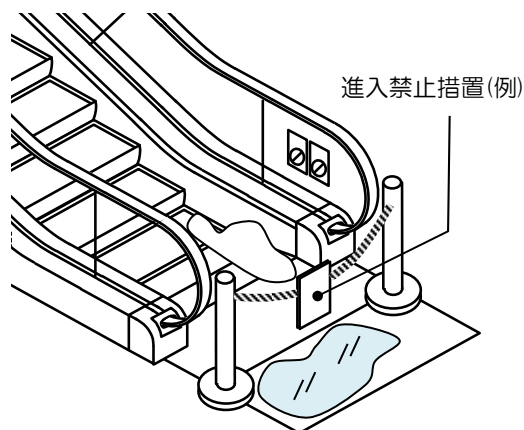
- 1) 利用者が傘をさしてエスカレーター・トラベーターに乗ると、風に煽られて利用者が転倒し、死亡・けがの原因となります。



(3) 積雪・凍結のとき

- 1) ステップに雪が積もったままエスカレーター・トラベーターを運転すると、利用者の方がスリップにより転倒し、死亡・けがの原因となります。また、エスカレーター・トラベーターの故障の原因となります。

- 2) 凍結したままエスカレーター・トラベーターを起動すると、故障の原因となります。



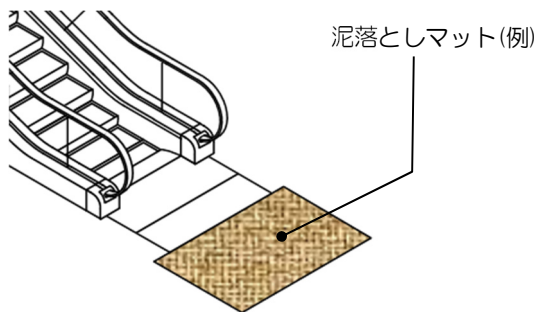
8-2 屋外で使用する場合の設備

屋外で使用する場合は次の設備を用意し、必要に応じて設置ください。

注意

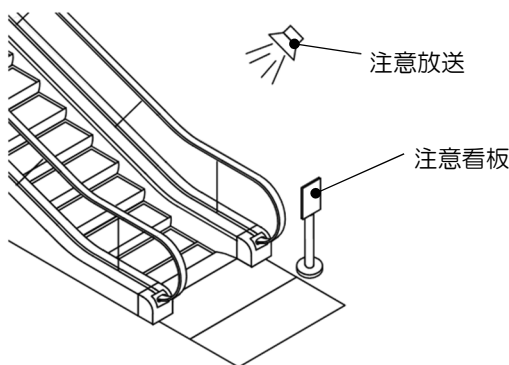


雨の日は乗降口前に泥落としマットを設置ください。利用者がスリップにより転倒し死亡・けがをしたり、落ちた泥がステップの隙間からエスカレーター・トラベーターの機械部分に入り込むことで故障の原因となる恐れがあります。



利用者がスリップにより転倒し死亡・けがをする恐れがありますので、注意放送の実施や注意看板を設置ください。

「雨のためエスカレーター・トラベーターは非常に滑りやすくなっています。手すりにおつかまりになり、足元に注意してお乗りください。」などの放送、または注意看板の設置により利用者に注意を促してください。



利用者がスリップにより転倒し死亡・けがをする恐れがありますので、乗降口に進入防止のチェーンや「乗り込み禁止」等の案内板を設置ください。

天候状態によりエスカレーター・トラベーターを停止させた場合、利用者の方がエスカレーターを階段がわりに使用しないように、乗降口に進入防止のチェーンや「乗り込み禁止」等の案内板の設置を施してください。

8-3 屋外で使用する場合の留意点

(1) 部品の交換周期

屋外で使用する場合、屋内設置のものに比べ部品の消耗が早く交換周期が短くなりますので、適切な時期に交換してください。

(2) メンテナンスの周期

屋外で使用する場合、屋内設置のものに比べメンテナンスの周期が短くなりますので、適切な時期にメンテナンスを受けてください。

■9. 事故や異常に対する処置

9-1 人身事故発生の場合

人身事故が発生した場合、運行管理者の方は落ちついて以下の手順で対処してください。

- (1) 直ちにエスカレーター・トラベーターを停止して利用者を救出してください。
- (2) 救出作業中は利用者がエスカレーター・トラベーターに乗り込めないよう進入防止処置をしてください。関係者以外の人を近づけないでください。
必要に応じて、消防署や警察署に連絡すると共に保守会社に連絡してください。
- (3) 救出完了後、速やかに専門技術者の点検を受けてください

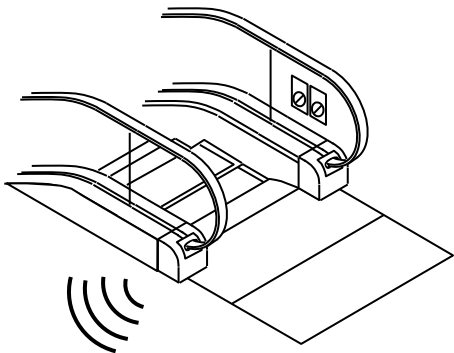
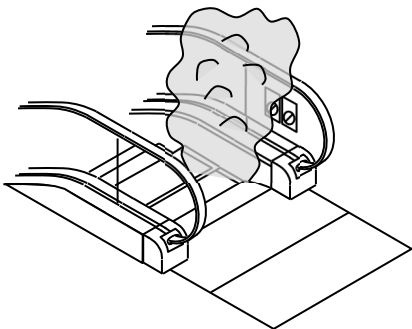
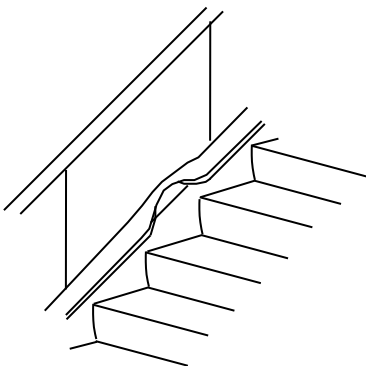
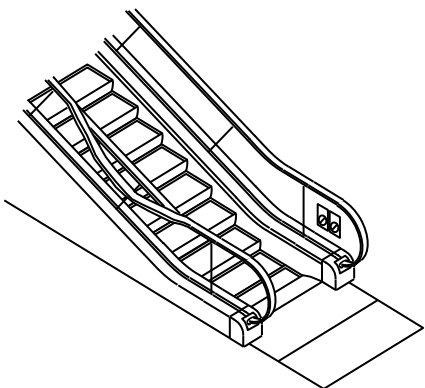
9-2 異常を発見した場合



機器の重大な損傷や、大きな事故につながる恐れがありますので、異常を発見した場合は直ちに運転を停止してください。

次のような異常を発見した場合、運行管理者の方は以下の手順で対処してください。
無理に運転を続けると機器の重大な損傷や、大きな事故につながる危険性があります。

- (1) 直ちにエスカレーター・トラベーターを停止してください。
- (2) 利用者がエスカレーター・トラベーターに乗り込めないよう進入防止処置をしてください。
- (3) 速やかに専門技術者の点検を受けてください

(1) 異常な音がしたり、異常な振動がある	(2) 異臭や発煙がある
	
(3) 破損が生じている	(4) 手すりが外れたり、切断している
	

9-3 エスカレーター・トラベーターが停止した場合

エスカレーター・トラベーターが停止した場合は人身事故でないことを確認の上、下記の手順で対処してください。

9-3-1 侵入防止処置

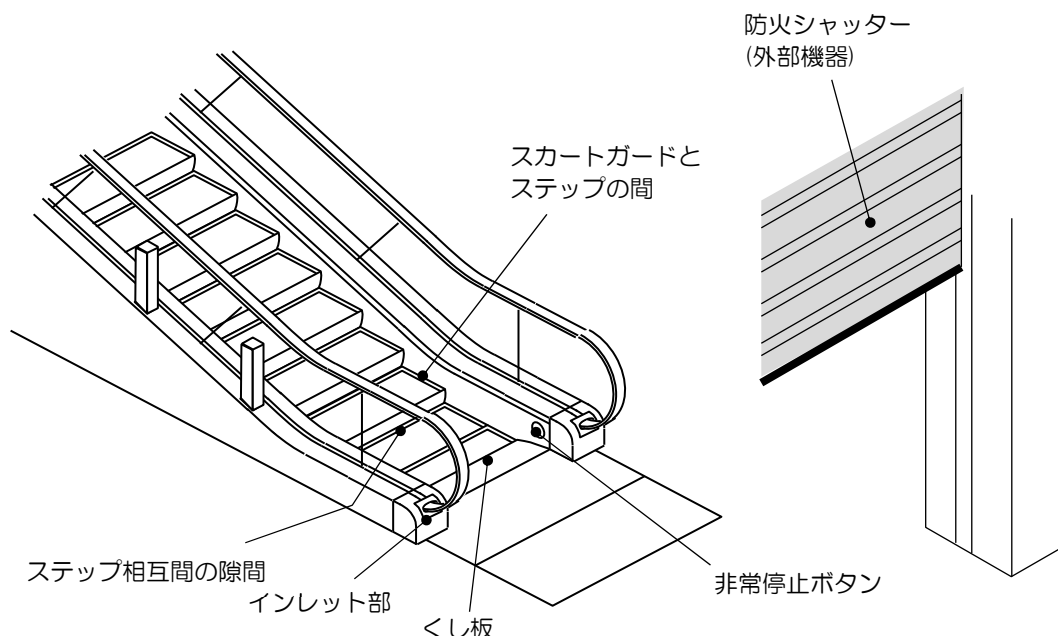
具体的な処置の開始前に、利用者がエスカレーター・トラベーターに乗り込めないように進入防止処置をしてください。乗降口に進入防止のチェーンや「乗り込み禁止」等の案内板の設置を施してください。

9-3-2 異常箇所の確認

下表により各部の確認を実施してください。又、その他の機器に破損がないことを確認してください。なお、運転状態表示器が実装されている場合は、停止原因や異常の発生箇所が確認できますので、「9-3-3 運転状態表示器を用いた確認」を参照ください。

<停止時の確認内容>

確 認 個 所	確 認 内 容
インレット部	インレット部が押し込まれたり、物が挟まったりしていないか。
ステップ (パレット)	ステップ（パレット）相互の隙間に異物が挟まっていないか。
スカートガード	スカートガードとステップ（パレット）の間に異物の挟まりや変形などはないか。
くし板	くし板とステップ（パレット）の間に異物の挟まりや、くし板の破損などはないか。
手すり	手すりの外れや、異物の挟み込み、変形などはないか。
非常停止ボタン	非常停止ボタンが操作されていないか。又、異常はないか。
外部機器	防火シャッター等の外部機器の作動や異常がないか。
その他	停電など、電源系の異常が発生していないか。



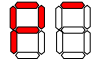
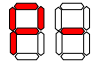
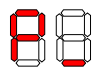
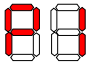
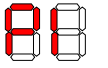
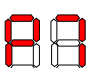
9-3-3 運転状態表示器を用いた確認

エスカレーターが異常停止した際、運転状態表示器には異常の内容と位置情報が交互に表示されます。下記表を参照し、異常内容に応じて原因を調査し取り除いてください。
 緑 LED が点灯している場合は異常が解消されていますので、運転可能です。赤 LED が点灯している場合は異常が継続したままの状態です。原因が不明の場合や詳細な調査が必要な場合は保守会社に連絡してください。

<異常内容と確認項目>

表示		異常内容と確認項目
E1	1	安全装置の HGS が動作しました。 表示された部位のインレットブーツが押し込まれたり、物が挟まっていないか確認してください。
E2	2	安全装置の CRS が動作しました。以下を確認ください。 ・表示された部位のステップ段差が変化する部分にてステップ間に異物が挟まっていないか。 ・ステップ踏板とライザー間の噛み合いに異常はないか。
E3	3	安全装置の SSS が動作しました。以下を確認ください。 ・表示された部位のスカートガードとステップ側面の間に異物が挟まっていないか。 ・スカートガードが外観上変形していないか。
E4	4	安全装置の CSS が動作しました。以下を確認ください。 ・表示された部位のくしとステップの間に異物が挟まっていないか。 ・くしの破損はないか。
E5	5	安全装置の HSS が動作しました。以下を確認ください。 ・手すりが外れたり、異物が挟まったりしないか。 ・手すりの外観上異常がないか。 ・再起動運転してみて手すりがステップに対して遅れがないか。
EE	E	非常停止ボタン（ESTOP）が押下されました。 非常停止させるような状況や機器の異常が発生していなかったか確認してください。
EF	F	再起動不能な異常を検出しました。 保守会社に連絡ください。
EP	P	防火シャッターなどの外部機器の動作を検出しました。 外部機器の作動や異常がないか確認してください。
EO	O	上記以外で異常が復帰すれば再起動可能な異常を検出しました。 次のような異常を検出した可能性があります。 ・安全装置の DCS、SCS、SRS、SLS、DOS が動作しました。 ・停電など電源異常が発生しました。 ・起動スイッチが「ON」のままになっています。

<位置情報>

表示		位置
		上部
		中間
		下部
表示		位置
		右側 ※1桁表示は HSS だけが対象
		左側 ※1桁表示は HSS だけが対象
	—	組み合わせ 本例は、「上部右側」を表します。

9-3-4 再起動時の注意

異常箇所を確認し問題ないことが確認できた、または運転状態表示器で運転可能な場合は、再起動してください。再起動後はステップ（パレット）が 2～3 周するまで運転状態を監視し、異常が再度発生しないこと確認してください。また、異常が繰り返し発生する場合は保守会社に連絡ください。

■10. 災害時の場合の処置



利用者の転倒や転落などの重大な事故につながる危険がありますので、エスカレーター・トラベーターを避難に使用することは絶対に避けてください。

地震や火災が発生した場合、運行管理者の方は以下の手順で対処してください。

10-1 地震が発生した場合

- (1) 館内放送などで地震の発生を知らせ、エスカレーター・トラベーターで避難しないように指示してください。
- (2) エスカレーター・トラベーターの運転を休止してください。
- (3) 地震が沈静してから、運行管理者の方はエスカレーター・トラベーターを点検してください。（「7-1 運転前に」を参照してください）
目視点検で異常が確認されなければ試運転していただき、エスカレーター・トラベーターに異常がないことを確認してから利用を再開してください。
- (4) エスカレーター・トラベーターに異常があれば直ちに停止し、保守会社に点検を依頼してください。

10-2 火災が発生した場合

- (1) 館内放送などで火災の発生を知らせ、エスカレーター・トラベーターで避難しないように指示してください。
- (2) エスカレーター・トラベーターの運転を休止してください。

《注意》

建物によっては、エスカレーター・トラベーター周りの防火シャッターが、火災報知器の連動によって閉まってくると、エスカレーター・トラベーターも防火シャッターと連動して運転停止するようになっています。

■11. お手入れ

危険



事故・故障の原因となりますので、必ずエスカレーター・トラベーターを停止させて、お手入れを実施してください。

毎日の運転終了後に製品の汚れについて確認し、以下に記載のとおり、お手入れ（清掃）をお願いいたします。

11-1 手すりのお手入れ

多数の人が手を触れる手すりですので、いつもきれいにして気持ちよく乗れるよう日常のお手入れをお願いいたします。

11-1-1 ウレタン手すりのお手入れ

お 手 入 方 法		
洗 淨	軽度の汚れ	固く絞った柔らかい素材の濡れ雑巾等（推奨：綿タオル）で手すり表面を水拭きし、表面に付着したゴミや汚れを取り除いてください。
	汚れがやや目立つ場合	10 倍以上にうすめた中性洗剤を布に含ませて拭いてください。汚れがとれたら、きれいな布で洗剤を拭き取って、乾拭きをしてください。汚れが著しい場合はクリームクレンザーを数滴たらし手すりを拭いてください。上記洗剤以外の洗剤を使用すると変色・変質の原因となりますので、使用しないでください。
	油脂やガムが付着して落ちない場合	ベンジンあるいはエチルアルコールを布に含ませて、拭き取りください。汚れが落ちたら、水拭きし、ベンジンあるいはエチルアルコールを拭き取りください。
消 毒	消毒を必要とする場合は、市販の逆性石鹼を 100 倍以上にうすめ、布にふくませ軽く拭いてください。	
艶出し	手すりが乾いてから、シリコンエマルジョンを布に含ませて手すり面に塗布し、液が乾いた後、乾拭きしてください。過度に濃いシリコンで濡れたまま放置しますと、手すりをいためることがありますからご注意ください。 シリコンエマルジョン推奨品：SM490EX（東レ・ダウコーニング株式会社製）	



洗浄後は、固く絞った柔らかい素材の濡れ雑巾等で手すり表面に洗剤やクリームクレンザーおよび水分が残らないように拭き取ってください。

<洗剤推奨品>

中性洗剤 : オレンジピール成分入りジョイ（P&G 製）
クリームクレンザー：カネヨン S（カネヨ石鹼株式会社製）



変色したり、変形し事故の原因となる恐れがありますので、ウレタン手すりには熱を加えないでください。



手すりに傷を付ける恐れがありますので、手すりを布やスポンジで乾拭きしたり、樹脂製の物でこするなどしないでください。

11-1-2 抗菌ウレタン手すりのお手入れ

手すり表面に汚れが付着すると抗菌効果が落ちるため、1日1回、中性洗剤もしくは合成洗剤をしみこませたウェス等で清掃してください。

また、取付初期の手すりから析出しやすいワックス成分も抗菌性能を落とします。使用条件・環境により異なりますが、析出は数時間で発生することもあるため、取付から半年間は上記清掃をこまめに実施してください。



抗菌ウレタン手すりには、シリコン・ワックスなどを塗布しないでください。
手すり表面にシリコン・ワックスを塗布すると抗菌効果が落ちます。

11-1-3 ゴム手すりのお手入れ

お 手 入 方 法		
洗 浄	軽度の汚れ	布をきれいに水でよくしぼって、手すり面を数回繰り返し拭いてから、乾拭きをしてください。
	汚れがやや目立つ場合	10倍以上にうすめた中性洗剤を布に含ませて拭いてください。汚れがとれたら、きれいな布で洗剤を拭き取って、乾拭きをしてください。中性洗剤以外の洗剤を使用すると変色・変質の原因となりますので、使用しないでください。
	油脂やガムが付着して落ちない場合	ベンジンあるいはエチルアルコールを布に含ませて、拭き取りください。汚れが落ちたら、水拭きし、ベンジンあるいはエチルアルコールを拭き取りください。
消 毒	消毒を必要とする場合は、市販の逆性石鹸を100倍以上にうすめ、布にふくませ軽く拭いてください。	
艶出し	手すりが乾いてから、シリコンエマルジョンを布に含ませて手すり面に塗布し、液が乾いた後、乾拭きしてください。過度に濃いシリコンで濡れたまま放置しますと、手すりをいためることがありますからご注意ください。 シリコンエマルジョン推奨品：SM490EX（東レ・ダウコーニング株式会社製）	



水分がエスカレーター・トラベーター内部に入らないようにしてください。洗浄・艶出し剤等の水分が機械内部に入ると故障の原因になります。



ベンジンやエチルアルコール等の薬品を手すりにつけて、放置しますと手すりを劣化させるので、必ず拭き取ってください。



ベンジンやエチルアルコールは引火性の溶剤ですから、使用時には火気などを近づけないでください。

11-1-4 抗菌加工ゴム手すりのお手入れ

抗菌加工ゴム手すりの表面は常に清潔にしてください。

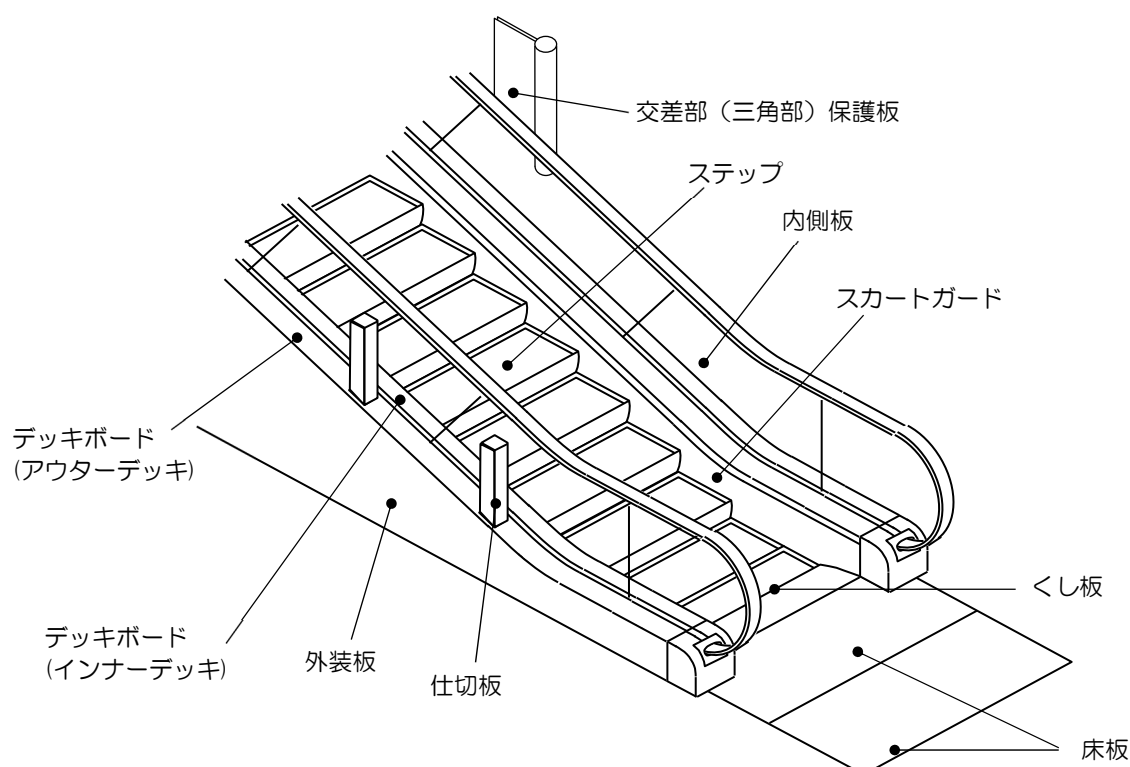
毎日、水もしくは、希釈した中性洗剤をしみこませたウェス等で清掃ください。



抗菌加工ゴム手すりには、シリコン・ワックスなどを塗布しないでください。
手すり表面にシリコン・ワックスを塗布すると抗菌効果が落ちます。

11-2 手すり以外の部位のお手入れ

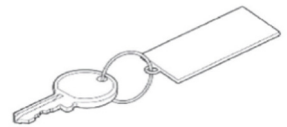
部 位	手 入 方 法
デッキボード	作業者が転落し死亡・けがの原因となりますので、必ずモップ等で清掃してください。 ⚠ アウターデッキの清掃は、必ずモップ等を使用してください。 又、事故・故障・けがの原因となりますので、清掃中にモップやポケット内のものを落とさないように注意してください。
内 側 板 外 装 板	⚠ 中性洗剤で軽く拭き、汚れを落としてから水を含ませかたくしぼった布で拭き取ってください。 エスカレーター・トラベーターの内部に水が流れ込まないようにしてください。傷を付けないように注意して拭いてください。
ステップ、くし	⚠ ステップやくしの歯の破損が発生し、事故の原因となりますので、ステップの溝やくしの歯に異物が詰まっている場合には、直ちにエスカレーター・トラベーターを停止させ、異物を取り除いてください。 ⊘ 破損が発生し、事故の原因となりますので、ステップのデマケーションラインや、くしのプラスチック部分には、アルカリ性洗剤や床クリーナー剤、床ワックス剤等を付着させないでください。変色したりすることがあります。
床 板	⊘ エスカレーター・トラベーター機械室の上ぶたと乗降口の通路をかねているので、水が入り込まないようにしてください。 ⊘ 床板化粧板溝の塗装がはがれることがありますので、床清掃時に床板化粧板にアルカリ性洗剤や床クリーナー剤、床ワックス剤が付着しないようにしてください。
スカートガード	⚠ 靴の引き込まれが発生し、事故やけがの原因となりますので、エスカレーターのスカートガードに3ヶ月に1回程度当社指定の潤滑剤（シリコンエマルジョン）を塗ってください。屋外に設置されたエスカレーターの場合は月に2回程度潤滑剤を塗ってください。
交差部（三角部）保護板、仕切板	⚠ 中性洗剤以外の洗剤は破損・変形・変色の原因となりますので、水拭きか乾拭きとし、汚れがひどい場合だけ中性洗剤を使用してください。なお、中性洗剤でも拭き残しがある場合は、破損・変形・変色の原因となる恐れがありますので、中性洗剤を使用した場合は、汚れを落としてから水を含ませかたくしぼった布で完全に拭き取ってください。



■12. 付属品

12-1 エスカレーター・トラベーター操作の鍵

エスカレーター・トラベーターの運転に必要な鍵をお渡しいたします。
不備がないことをご確認のうえ、適切に管理ください。



12-2 注意喚起ステッカー

注意喚起ステッカー（詳細は「5-3 注意喚起ステッカー」を参照ください）を必要数お渡しいたしますので、
貼付けをお願いいたします。なお、注意喚起ステッカーのデザインや種類は、予告なく変更されることがあります。

※ご注意

- 無償保守期間中は当社が保守サービスいたします。
つきましては、無償保守サービスを行うために必要な次の機器をエスカレーター・トラベーターまたは建物内に設置させていただいております。
 - ウェス、油類（オイル、グリス）
 - 点検作業用柵※これらの機器は、当社の所有財産です。
- 無償保守サービス終了後に当社とご契約いただけない場合、
または保守契約をご解約時にはこれらの機器を回収いたしますので、あらかじめご了承ください。

■13. 緊急時の保守会社への連絡事項



”あらかじめ記入ください”の欄は、迅速な対応に必要な情報ですので、分かりしだいご記入ください。

	連絡要件	詳細	連絡内容
あらかじめ記入ください	ビル名と所在地		ビル名 _____ 所在地 〒 _____ _____ オーナー様ご芳名 _____ 様 連絡先（TEL） _____ - _____ 運行管理責任者ご芳名 _____ 様 連絡先（TEL） _____ - _____ 運行管理会社名 _____
	建物の名称	注：当社と保守契約を結ばれている場合、ビルの「アクセスナンバー」を記入したラベルが貼ってありますので、合せてご連絡ください。	アクセスナンバー _____
分かる範囲でご連絡ください	エスカレーター・トラベーターが停止した場合	いつ、どのような状況で停止したのかが分かれば、お知らせください。	<例> 朝 8：00 の混雑時に、上昇運転していたところ、ご利用者が多数乗り込んだ状況で突然停止した。非常停止ボタンが押し込まれた形跡がある。
	エスカレーター・トラベーターが動かない場合	停止してから運転操作するまでの間に停電や工事等、普段と異なる状況がありましたら、その旨をお知らせください。	<例> 朝 6：00 に始業運転しようとしたところ、起動しなかった。なお、昨夜館内で電気工事を実施している。
	けが人や具合の悪い方がいらっしゃる場合	ご利用者の状況等、その方の詳しい状態をお知らせください。	
	ステップ（パレット）やハンドレール等の運行状態に異常がある場合	異常の状況をお知らせください。	<例> 上昇運転時に、右側のハンドレールが動かない。なお、昨夜雨漏りした跡がある。
	異常な音や振動が発生している場合	異常な音や振動の発生状況をお知らせください。	<例> 上昇運転時にランディングプレートの下からガラガラという異常音がする。
	外観上の異常（破損や変形）がある場合	該当する機器と破損、変形の状況をお知らせください。物をぶつけた等、要因が分かっている場合は、併せてその状況もお知らせください。	<例> 台車をぶつけてインレットガードが変形してしまった。
	エスカレーター・トラベーターの運転が可能で、運転を再開した場合	現在の状況をお知らせください。	

■付編 1. 昇降機の適切な維持管理に関する指針

第一章 総則

第 1 目的

第 2 用語の定義

第 3 基本的考え方

第 4 関係者の役割

第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項

第 1 定期的な保守・点検

第 2 不具合の発生時の対応

第 3 事故・災害の発生時の対応

第 4 昇降機の安全な利用を促すための措置

第 5 定期検査等

第 6 文書等の保存・引継ぎ等

第三章 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

第 1 保守点検業者の選定の考え方

第 2 保守点検業者に対する情報提供

第 3 保守点検業者の知識・技術力等の評価

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

別表 1 昇降機事故報告書

別表 2 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト

別表 3 保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト

第一章 総則

第 1 目的

この指針は、所有者が昇降機を常時適法な状態に維持することができるよう、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定の趣旨に鑑み、また、同条第 2 項の規定により国土交通大臣が定める指針（昭和 60 年建設省告示第 606 号）に規定された事項の具体的方策を示すものとして、昇降機の適切な維持管理に関して必要な事項を定め、もって昇降機の安全性の確保に資することを目的とする。

第 2 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 昇降機 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 3 第 1 項各号に規定するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機をいう。
- 二 所有者 昇降機の所有者をいう。
- 三 管理者 昇降機の保守・点検を含む建築物の管理を行う者（ただし、昇降機の保守・点検を業として行う者を除く）をいう。
- 四 保守 昇降機の清掃、注油、調整、部品交換、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- 五 点検 昇降機の損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守その他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。
- 六 保守点検業者 所有者からの委託により保守・点検を業として行う者をいう。
- 七 製造業者 昇降機の製造を業として行う者をいう。ただし、製造業者が製造、供給又は指定した部品を保守点検業者がそれ以外の部品に交換した場合においては、当該保守点検業者を含む。

第 3 基本的考え方

昇降機を常時適法な状態に維持するためには、所有者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれ第一章第 4 に規定する役割を認識した上で、契約において責任の所在を明確にするとともに、所有者がこの指針に示す内容に留意しつつ昇降機の適切な維持管理を行うことを旨とする。

第4 関係者の役割

1 所有者は、次の各号に掲げる責任を有するものとする。

一 製造業者による保守・点検に関する情報を踏まえ、昇降機を常時適法な状態に維持するよう努めること。

二 自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、必要な知識・技術力等を有する保守点検業者を選定し、保守・点検に関する契約（以下「保守点検契約」という。）に基づき保守点検業者に保守・点検を行わせること。

三 保守点検業者に昇降機の保守・点検、修理等の業務を行わせるに当たっては、保守点検業者が必要とする作業時間及び昇降機の停止時間を確保するとともに、保守点検業者が安全に業務に従事することができる措置を講じること。

四 機器の劣化等により昇降機の安全な運行に支障が生じるおそれがある場合その他昇降機の安全な運行を確保するために必要である場合は、速やかに自ら保守その他の措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせ、昇降機の安全性の確保を図ること。

五 標識の掲示、アナウンス等により昇降機の利用者に対してその安全な利用を促すこと。

2 所有者及び保守点検業者は、保守点検契約において、保守点検業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、保守点検契約における責任の有無にかかわらず、保守点検業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

一 保守点検契約に基づき、所有者に対して保守・点検の結果（不具合情報を含む）を文書等により報告しつつ、適切に保守・点検の業務を行うこと。

二 点検の結果、保守点検契約の範囲を超える修理又は機能更新が必要と判断した場合は、当該修理又は機能更新が必要な理由等について、文書等により所有者に対して十分に説明を行うこと。

三 所有者が昇降機の維持管理に関する助言を求めた場合その他必要に応じて、所有者に対して適切な提案又は助言を行うこと。

四 昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥の可能性があると判断した場合は、速やかに当該昇降機の所有者及び製造業者にその旨を伝えること。

五 不具合情報を収集・検討し、保守・点検が原因となるものがないか、その検討に努めること。

3 所有者及び製造業者は、昇降機の売買契約等において、製造業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、売買契約等における責任の有無にかかわらず、製造業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

一 製造した昇降機の部品等を、当該昇降機の販売終了時から起算して当該昇降機の耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。

二 適切な維持管理を行うことができるように、所有者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。

三 製造した昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥（当該製造業者の責めに帰すべき事由に基づく欠陥に限る。次号において同じ。）が判明した場合は、速やかに当該昇降機の所有者に対してその旨を伝え、無償修理その他の必要な措置を講じるとともに、当該昇降機の所有者に対して講じた措置の内容を文書等により報告すること。

四 不具合情報を収集・検討し、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥が原因となるものがないか、その検討に努めること。

4 所有者と管理者が異なる場合において、第一章第3及び第4（第3項を除く。）、第二章（第6第1項から第4項までを除く。）、第三章並びに第四章中「所有者」とあるのは、その役割に応じ「管理者」と読み替えるものとする。

第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項

第1 定期的な保守・点検

1 所有者は、自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、保守点検契約に基づき、昇降機の使用頻度等に応じて、定期的に、保守・点検を保守点検業者に行わせるものとする。

2 所有者は、保守点検業者に保守・点検を委託する場合は、保守点検業者が昇降機の保守・点検を適切に行うことができるよう、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第一章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項、第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定

する過去の作業報告書等、第二章第5第1項に規定する定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、保守点検業者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

3 所有者は、保守点検業者に保守・点検に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守・点検を行う場合は、所有者が保守・点検に関する作業記録を作成するものとする。

第2 不具合の発生時の対応

1 所有者は、昇降機に不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該昇降機の使用中止その他の必要な措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせるものとする。

2 所有者は、保守点検業者に不具合に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守を行う場合は、所有者が不具合に関する作業記録を作成するものとする。

3. 所有者は、不具合情報を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するよう努めるものとする。

第3 事故・災害の発生時の対応

1 所有者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。

2 所有者は、前項の人身事故が昇降機における死亡若しくは重傷又は機器の異常等が原因である可能性のある人身事故に相当する場合は、別表1の昇降機事故報告書により速やかに特定行政庁に対して報告するものとし、当該報告書の作成に当たって必要に応じて保守点検業者の協力を求めるものとする。

3 所有者は、警察、消防、特定行政庁等の公的機関又は保守点検業者等が行う現場調査に協力するとともに、現場調査の結果を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するものとする。

4 所有者は、事故・災害が原因で昇降機の運行に影響を及ぼすような故障が発生した場合は、当該昇降機の使用を中止し、点検及び必要な修理によりその安全性が確認されるまで使用を再開しないものとする。

5 所有者は、保守点検業者に事故・災害に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守を行う場合は、所有者が事故・災害に関する作業記録を作成するものとする。

第4 昇降機の安全な利用を促すための措置

1 所有者は、標識の掲示、アナウンス等によって昇降機の利用者に対してその安全な利用を促す措置を講じるものとする。

2 所有者は、昇降機の安全性が確保されていないと判断した場合は、速やかにその使用を中止し、保守点検業者にその旨連絡するものとする。その場合にあっては、保守点検業者は必要な措置を講じるものとする。

第5 定期検査等

1 所有者は、定期検査等（法第12条第3項の規定に基づく定期検査又は同条第4項の規定に基づく定期点検をいう。）を行う資格者（一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者をいう。）の求めに応じて、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第一章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項、第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、定期検査報告書（同条第4項の規定に基づく定期点検の場合にあっては、当該定期点検の結果）の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、定期検査等を行う資格者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

2 所有者は、定期検査報告済証の掲示など定期検査等を行った旨の表示その他昇降機の安全性に関する必要な情報提供（戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置を設置した場合にあっては、その旨の表示を含む。）に努めるものとする。

第6 文書等の保存・引継ぎ等

1 所有者は、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等及び昇降機に係る建築確認・検査の関係図書及び第一章第4第3項第三号に規定する文書等を当該昇降機の廃止まで保存するものとする。

2 所有者は、第二章第1第3項、第二章第2第2項、第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、第二章第5第1項の規定による定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を3年以上保存するものとする。

- 3 所有者は、所有者が変更となる場合にあっては、前 2 項の文書等を保守点検業者に閲覧させ、又は貸与することができるようにし、次の所有者に引き継ぐものとする。
- 4 所有者は、建築物の維持管理に関する計画、共同住宅の長期修繕計画等において、昇降機に関する事項を盛り込むとともに、その使用頻度、劣化の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。この場合において、所有者は、必要に応じて製造業者又は保守点検業者の助言その他の協力を求めるものとする。
- 5 所有者は、自ら又は保守点検業者に依頼して、エレベーターの機械室及び昇降路の出入口の戸等のかぎ、モーターハンドル、ブレーキ開放レバーその他の非常用器具並びに維持管理用の器具を、場所を定めて第三者が容易に触ることができないよう厳重に保管するとともに、使用に当たって支障がないよう適切に管理するものとする。

第三章 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

第 1 保守点検業者の選定の考え方

第 1 の目的を達するためには、昇降機に関する豊富な知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者による適切な保守・点検が必要不可欠であることから、所有者は、保守点検業者の選定に当たって、価格のみによって決定するのではなく、必要とする情報の提供を保守点検業者に求め、専門技術者の能力、同型又は類似の昇降機の業務実績その他の業務遂行能力等を総合的に評価するものとする。

第 2 保守点検業者に対する情報提供

- 1 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、あらかじめ、保守点検業者に対して委託しようとする業務の内容を提示するとともに、保守点検業者の求めに応じて、第二章第 6 第 1 項及び第 2 項に規定する文書等を閲覧させるものとする。
- 2 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、可能な限り、保守点検業者に対して保守・点検の業務を委託しようとする昇降機を目視により確認する機会を提供するものとする。

第 3 保守点検業者の知識・技術力等の評価

所有者は、保守点検業者の昇降機に関する知識・技術力等を評価する際には、別表 2 に示す「保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、必要に応じて、保守点検業者に関係資料の提出を求め、又は保守点検業者に対するヒアリング等の実施に努めるものとする。

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

- 1 所有者は、保守点検業者と保守点検契約を締結する際には、契約金額等の契約に関する一般的な事項に加えて、別表 3 に示す「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、昇降機の適切な維持管理の確保に努めるものとする。
- 2 所有者は、保守点検契約に付随する仕様書として、点検の項目又は頻度、部品の修理又は交換の範囲、緊急時対応等に関する技術的細目が規定されていることを確認するものとする。

別表 1 昇降機事故報告書（第 報）（第二章第 3 関係）

取扱注意

所有者から特定行政庁に対して、記載できる範囲で速やかに報告してください。ただし、※印の部分については、できるだけ記載してください。

年 月 日

報告者名 ※			担当部署			担当者名		
TEL ※	()		FAX	()		電子メール		
○建築物の情報（必要に応じて計画概要書等を添付のこと）								
名称 ※			所在地 ※	都・道・府・県		区・市・町・村		
所有者			管理者			建築主		
設計者			工事監理者			施工者		
構造			階数	地上 階・地下 階		高さ(m)		
延べ面積(m ²)			用途(建築物)			用途(事故部分)		
建築確認 (計画通知)	当初	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
	最終	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
中間検査	合格証年月日		年 月 日	実施機関				
	指定工程							
完了検査	検査済証年月日		年 月 日	実施機関				
○昇降機の情報（直近の定期報告書等を添付のこと）								
昇降機の区分 ※	エレベーター/エスカレーター/小荷物専用昇降機/無届出（摘要： ）							
製造業者 ※			機種・型式					
保守点検業者 ※			前回点検	年 月 日	点検頻度			
型式適合認定	認定年月日	年 月 日	認定番号			指定認定機関		
構造方法等の認定	認定年月日	年 月 日	認定番号			指定性能評価機関		
建築確認 (計画通知)	建築物と同時申請/別申請/無届出							
	当初	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
	最終	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
完了検査	検査済証年月日		年 月 日	実施機関				
直近の定期検査	(検査年月日)		年 月 日	(特定行政庁における報告受理年月日)		年 月 日		
判定結果(特記事項)	指摘無/指摘有(摘要：)					指定報告間隔		
検査実施者の氏名			所属			認定番号		
○事故の状況（構造詳細図等事故発生箇所の分かる図面を添付のこと）								
発生日 ※	年 月 日		時刻	時 分	発生場所 ※			
人的被害 ※	被害者計 名		死者 名	重傷者 名	中等傷者 名	軽傷者 名		
事故概要 ※								
被害者名	年齢	性別	被害の程度		被害状況	備考		
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
基準適合性 等の状況	基準不適合等があればその内容							
	事故発生までに既に行われていた安全対策・是正措置							
応急対応	救助	実施者			摘要			
	復旧・修理等	実施者			摘要			
	応急措置	実施者			摘要			
	現場調査等	警察	有/無		担当署			
		消防	有/無		担当署			
事故原因	□設計不良 □製造不良 □使用部品・材料の不良 □経年劣化 □表示の不備 □据付・施工の不良 □その他 (以下詳細を具体的に記述)							
事故防止 対策								
事故原因調 査実施機関	(名称) (連絡先)			事故部品等 の保管機関		(名称) (連絡先)		
事故を認識 した経緯				事故を認識 した日時		年 月 日 時 分		
備考								

注 1) 平面図、配置図、構造詳細図、現場写真その他の事故状況の把握に必要な資料を添付してください。

注 2) 被害者欄等が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。

○下記「①～③」は、所有者が記載してください。

○保守点検業者が記載した内容をもとに比較し、適宜所有者によるチェック欄をご活用下さい。

なお、全てのチェック欄がチェックされることが望ましいと考えられます。

所有者記載事項

【①建物名】（ ○○○○ ）

【②駆動方式(該当項目をチェック)】☐ロープ式 (☐リレー制御 ☐マイコン制御) ☐油圧式
☐機械室なし ☐その他 ()

【③技術情報の有無(該当項目を全てチェック)】☐保守点検情報 (取扱説明書・マニュアル等)
 ☐製造設計情報 ☐その他 ()

対 象	評価項目	評 価 事 項（※記入事業者名 ○○○○○○）	所有者 による チェック欄
業務仕様	契約方式	保守点検契約の方式が示されているか。（該当項目をチェック） ※ □FM 契約 □POG 契約 □その他（ ）	☐
		遠隔監視・点検装置の活用はあるか。（該当項目をチェック） ※ □有 □無	☐
		法定の定期検査の実施はあるか。（該当項目をチェック） ※ □有 □無	☐
	業務仕様書	①保守点検業務における業務仕様書が示されているか。（該当項目をチェック） ※ □仕様書の添付あり（添付があればチェック） ※ □仕様書の添付なし（理由を下記に記載） （ ） ②業務仕様書が示されている場合は、保守点検に必要な技術情報（取扱説明書・マニュアル等）の内容に準拠されているか。（該当項目をチェック） ※ □準拠している ※ □準拠していない（準拠していない内容と、その理由を下記に記載） （ ） ※ □その他（その他の場合は、その内容を下記に記載） （ ） ③業務仕様書が示されている場合は、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」に付属の「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」の1.～9.の記載項目を全て網羅した内容となっているか。（該当項目をチェック） ※ □網羅している（独自に追加した内容があれば、下記に記載） （ ） ※ □網羅していない（網羅されていない内容と、その理由を下記に記載） （ ） ※ □その他（その他の場合は、その内容を下記に記載） （ ） ④業務仕様書が示されている場合は、点検項目・頻度が「エレベーター保守・点検業務標準契約書」に付属の「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」と対比した上で、その内容を網羅した項目・頻度となっているか。（該当項目をチェック） ※ □網羅している（独自に追加・変更等した内容があれば、下記に記載） （ ） ※ □網羅していない（網羅されていない内容と、その理由を下記に記載） （ ） ※ □その他（その他の場合は、その内容を下記に記載） （ ）	☐
	作業報告書	作業報告書の提出時期が示されているか。（該当項目をチェック） ※ □点検毎 □1 月毎 □その他（ ）	☐

	緊急時における対応	緊急通報から現場までの到達目標時間が示されているか。（該当項目をチェック） ※ ☐ 30分以内 ☐ 1時間以内 ☐ その他（ ）	☐
		事故発生時、災害発生時、故障発生時の緊急時における対応のための設備その他の体制が整っているか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付（添付があればチェック）	☐
業務能力	業務担当者の能力	業務担当者又はその指導責任者は、十分な実務経験（例えば昇降機検査資格者講習受講資格が与えられる実務経験年数等）があり、かつ、同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがあるか。 ※ ☐ 保守・点検に関する実務経験を証明する書類の添付（添付があればチェック） ※ ☐ 業務担当者の保有資格、来訪頻度、標準的な点検時間、他物件の兼務台数及び担当地域、サポート体制等について、この欄に記述（記述した場合はチェック） []	☐
会社概要	教育体制	業務担当者に対する専門技術、安全衛生、法令遵守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制があるか。 ※ ☐ 説明資料等の添付（添付があればチェック）	☐
		業務担当者の技術力に関する社内資格制度があるか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付（添付があればチェック）	☐
	技術情報	保守点検契約しようとする昇降機の技術情報（取扱説明書・マニュアル等）を確実に入手する方法が示されているか。（該当項目をチェック） ※ ☐ 製造業者から ☐ 所有者から ☐ その他（ ）	☐
		保守点検契約しようとする昇降機と同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがあるか。 ※ ☐ 保守・点検に関する実績を証明する書類の添付（添付があればチェック）	☐
	部品調達	保守点検契約しようとする昇降機の部品の在庫が十分に確保され、又は調達先が確保されているか。（該当項目をチェック） ※ ☐ 昇降機の製造業者が製造・供給又は指定する部品の十分なストックがある ☐ 部品のストックがない場合でも、昇降機の製造業者から部品を安定確保できる状況にある（現状を下記に記載） （ ） ☐ その他（ ）	☐
	経営状況等	経営状況を客観的に確認できる資料が示されているか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付（添付があればチェック）	☐
		支払い方法が明確に示されているか。（該当項目をチェック） ※ ☐ 月払い ☐ 年払い ☐ その他（ ）	☐
その他		上記のほか、品質確保や環境配慮に関する取組状況、効率的な保守・点検に関する提案、保守・点検の質や利便性の向上に関する取組状況等の提案があるか。 ※ ☐ この欄に具体的に記述。（記述した場合はチェック） []	☐

別表3 保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト（第四章関係）

○全てのチェック欄がチェックされていることをご確認ください。

項 目	確 認 事 項	チェック欄	
一 業務の内容及び契約期間に関する事項			
業務の内容	保守点検契約の方式が明示されているか。※FM 契約・POG 契約・その他（ ）	☐	
	右記の保守・点検の業務の詳細が明示されているか。	保守・点検の項目 注)	☐
		保守・点検の頻度（項目毎） 注)	☐
		遠隔監視・点検装置の活用 ※する・しない	☐
		法定の定期検査の実施 ※する・しない	☐
	業務担当者の要件が明示されているか。	☐	
	故障発生時その他の緊急時の対応方法が明示されているか。	☐	
保守点検契約に含まれる部品の修理や交換の範囲が明示されているか。			☐
契約期間	保守点検契約の期間が明示されているか。※契約期間（ ）年	☐	
契約の更新方法	保守点検契約を更新する場合の方法が明示されているか（契約満了日の 90 日前までに解約の申出がない時は契約を 1 年延長する等）。	☐	
契約の解約	保守点検契約を解約する場合の方法が明示されているか（契約を解約しようとする時は、契約の相手方に 90 日以上余裕をもって通知する等）。	☐	
二 契約当事者の責任範囲に関する事項			
免責条項や賠償義務が明示されているか。		☐	
三 保守・点検の業務の再委託の制限に関する事項			
所有者の承諾を得た場合を除き、第三者に委託してはならないことが明示されているか。		☐	
四 保守点検業者による作業報告書に関する事項			
提出時期	作業報告書の提出時期が明示されているか。※点検毎・1 月毎・その他（ ）	☐	
報告書の内容	保守・点検、不具合対応等の作業や処置の結果についての報告書を提出することが明示されているか。	☐	
	新たな運行に係る技術情報を得た場合は、その内容について速やかに報告することが明示されているか。	☐	
五 技術的助言の提供に関する事項			
所有者が昇降機の維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画に関する助言を求めた際、保守点検業者の立場から適切な助言又は提案を行うことが明示されているか。		☐	
六 事故発生時等における特定行政庁への報告に関する事項			
昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から所有者が特定行政庁に報告する上で、保守点検業者の立場から所有者に対して必要な協力を行うことが明示されているか。		☐	
七 契約終了時の文書等の返還に関する事項			
契約期間の満了又は契約の解約により契約対象の業務が終了した場合における、所有者が貸与した文書等の取扱いが明示されているか（貸与した文書等の返還等）。		☐	

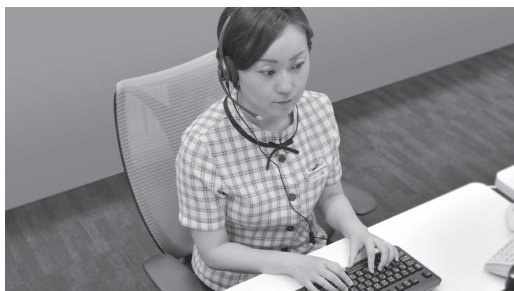
注) 実際の契約に当たっては、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」、「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」等をご参考にしてください。

■付編 2. 参考文献

書籍名	発行元
国土交通大臣指定昇降機検査資格者講習テキスト	発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
建築設備設計基準 令和 3 年版	監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集：一般社団法人公共建築協会
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 4 年版	監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集：一般社団法人公共建築協会
機械設備工事監理指針 令和 4 年版	監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 発行：一般社団法人公共建築協会
「昇降機の適切な維持管理に関する指針」 平成 28 年版	監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2017 年版 昇降機定期検査業務基準書 -令和 6 年 1 月 31 日改正内容の解説-	編集・発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
昇降機技術基準の解説 2016 年版 昇降機技術基準の解説 2016 年版（追補版） 昇降機技術基準の解説 2016 年版（追補 2024 年版）	編集：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 一般社団法人 日本エレベーター協会
建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）	著者：国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修・発行：一般財団法人 建築保全センター
日本産業規格 JIS A 4302 昇降機の検査標準	審議：日本産業標準調査会 発行：日本規格協会
昇降機現場作業安全心得（2019 年版）	一般社団法人 日本エレベーター協会
エスカレーターの正しい乗り方・使い方 （エスカレーター管理者向）	一般社団法人 日本エレベーター協会
内線規定（JEAC8001） 3305-14 エスカレータ	一般社団法人 日本電気協会

(注意) ・書籍発行版は調査時点情報です。最新版を使用することを推奨します。
・製品は当社販売時点の最新の法律・規格に準拠しています。

「安心」で「快適」なビル環境を、
24時間・365日みつめ続けるサポート体制。



三菱電機ビルソリューションズ株式会社は、
全国約280カ所のサービス拠点、
8カ所の情報センターによる
ネットワークで常に受信体制を整え、
お客さまの信頼にお応えしています。

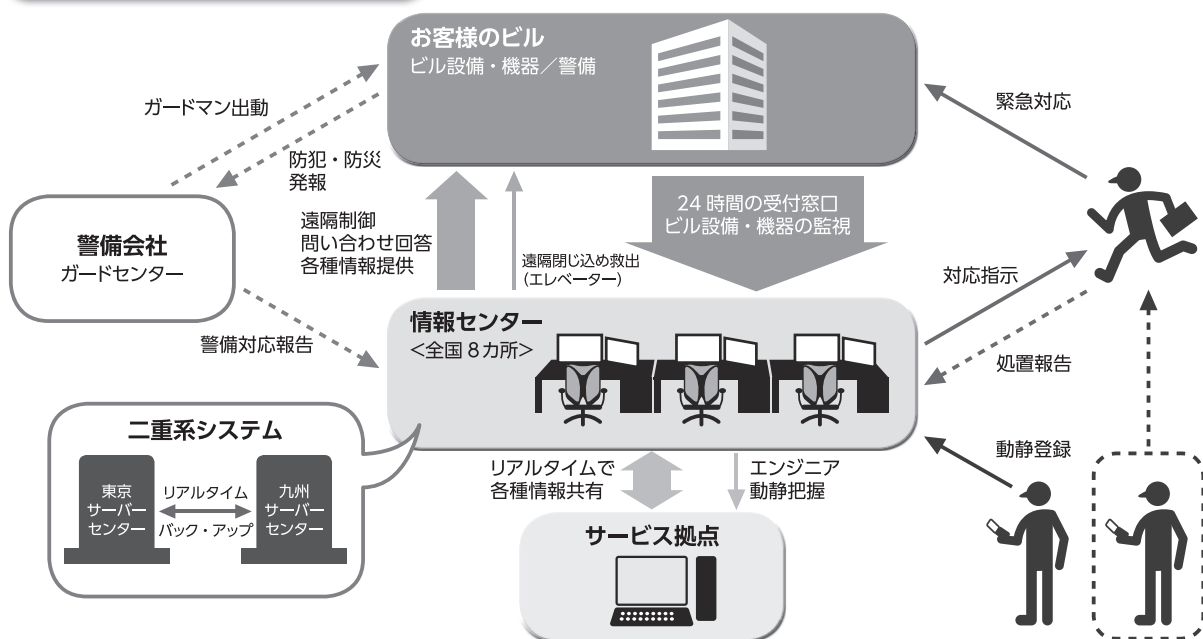


受信体制

全国8カ所の情報センターは、24時間・365日の受信体制を確立しています。

情報センターはビル設備に故障・トラブルが発生した場合、故障信号やお客様からの緊急コールやお問い合わせに対応する“安心の窓口”として24時間・365日の受信体制を確立しています。

情報センターの役割イメージ



三菱エスカレーター 三菱トラベーター(動く歩道)

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

お問い合わせは下記へどうぞ

北海道支社	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 (日本生命札幌ビル)	(011)231-8060
北日本支社	〒980-0013	仙台市青葉区花京院 1-1-20 (花京院スクエア)	(022)216-4585
東日本支社	〒100-8335	東京都千代田区丸の内2-7-3 (東京ビル)	(03)3218-9461・9463
関越支社	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町 1-10-16 (シーノ大宮ノースウイング)	(048)650-1004
横浜支社	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町 1-7 (横浜ダイヤビルディング)	(045)620-3601
中部支社	〒450-6045	名古屋市中村区名駅 1-1-4 (JRセントラルタワーズ)	(052)565-3160
北陸支社	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル)	(076)233-5506
関西支社	〒530-8206	大阪市北区大深町4-20 (グランフロント大阪 タワーA)	(06)6486-4165
四国支社	〒760-8654	高松市寿町 1-1-8 (日本生命高松駅前ビル)	(087)825-0006
中国支社	〒730-0037	広島市中区中町7-22 (住友生命広島平和大通りビル)	(082)248-5290
西日本支社	〒810-0001	福岡市中央区天神 1-10-20 (天神ビジネスセンター)	(092)737-7514

「エレベーター・エスカレーター」のホームページ

<https://www.meltec.co.jp/>

「エレベーター・エスカレーター 取扱説明書」のホームページ

www.MitsubishiElectric.co.jp/elevator/manual/index.html

本製品に搭載している昇降機の運行に関わるソフトウェアは三菱電機株式会社、三菱電機ビルソリューションズ株式会社及びそれらの子会社（以下、当社等という）が著作権・著作者人格権を有する著作物です。

(1) 本ソフトウェアに係る著作権等の知的財産権は当社等が所有し、お客様（本製品の所有者）に移転されません。

(2) 本ソフトウェアの一部または全部を複製、複写、転載、転用、改変、削除することは著作権等の侵害にあたります。

(3) 本ソフトウェアの転載、転用、改変、削除がもたらす影響（故障、事故等）については、責任を負いかねます。

(4) 本ソフトウェアはお客様に開示致しません。また、ソフトウェアを解明するための行為（逆アセンブル、逆コンパイル、その他のリバースエンジニアリング）を禁止します。